

九

I-0715

0451

日本外務省
昭和十一年八月
國民精神總動員實施案

國民精神總動員實施案

(一三二八—八訂正)

一 趣旨

舉國振張堅忍不拔ノ精神ヲ以テ現下ノ時局ニ對處スルト共ニ今後
持續スヘキ時艱ヲ克服シテ愈々皇運ヲ恢弘スル爲「此ノ際時局ニ
關スル宣傳方策及國民教化運動方策ノ實施トシテ」官民一致一大
國民運動ヲ起サントス

二 名稱

「國民精神總動員」

三 指導方針

- 「一」舉國一致「盡忠報國」ノ精神ヲ鞏フシ事態力如何ニ展開シ
如何ニ長期ニ亘ルモ「堅忍持久」總ユル困難ヲ打開シテ所期ノ目
的ヲ貫徹スヘキ國民ノ決意ヲ固メシム
「二」右ノ國民ノ決意ハ之ヲ實踐ニ依ツテ具現セシム
「三」指導ノ細目ハ思想戰及宣傳戰、經濟戰、國力戰ノ見地ヨリ判斷

シテ隨時之ヲ定メ全國民ヲシテ國策ノ遂行ヲ推進セシム

- 「四」實施ニ當リテハ對象トナル可キ人時期及地方ノ情況ヲ考慮シ最
モ適當ナル實施計畫ヲ定ムルモノトス

四 實施機關

- 「一」本運動ハ情報委員會、內務省及文部省ヲ計畫主務廳トシ各省總
掛リニテ之カ實施ニ當ルコト
「二」本運動ノ趣旨達成ヲ圖ル爲中央ニ民間各方面ノ有力ナル團體ヲ
網羅シタル外郭團體ノ結成ヲ圖ルコト
「三」道府縣ニ於テハ地方長官ヲ中心トシ官民合同ノ地方實行委員會
ヲ組織スルコト
「四」市町村ニ於テハ市町村長中心トナリ各種團體等ヲ統合的ニ總動
員シ更ニ部落町内又ハ職場ヲ單位トシテ其ノ實行ニ當ラシムル
コト



9451-8

169



9451-8

168

I-0715

0462

五 實施方法

- (一) 内閣及各省ハ夫々其ノ所管ノ事務及施設ニ關聯シテ實行スルコト
- (二) 廣ク内閣及各省關係團體ヲ動員シテ夫々其ノ事業ニ關聯シテ適當ナル協力ヲ爲サシムルコト
- (三) 道府縣ニ於テハ地方實行委員會ト協力シテ具體的實施計畫ヲ樹立實行スルコト
- (四) 市町村ニ於テハ綜合的ニ且部落又ハ町内毎ニ實施計畫ヲ樹立シテ其ノ實行ニ努メ各家庭ニ至ル迄滲透セシムルコト
- (五) 諸會社、銀行、工場、商店等ノ職場ニ就キテハ其ノ責任者ニ於テ實施計畫ヲ樹立シ且實行セシムルコト
- (六) 各種言論機關ニ對シテハ本運動ノ趣旨ヲ懇談シテ其ノ積極的協力ヲ求ムルコト
- (七) ラヂオノ利用ヲ圖ルコト



9451-8

170

六 文藝、音樂、演藝、映畫等關係者ノ協力ヲ求ムルコト
六 實施上ノ注意

- (一) 本運動ハ實踐ヲ旨トシテ國民生活ノ現實ニ滲透セシムルコト
- (二) 從來都市ニ於ケル知識階級ニ對シテハ徹底ヲ缺ク憾アリシヲ以テ此ノ點ニ留意スルコト
- (三) 社會ノ指導的地位ニ在ル者ニ對シテハ其ノ率先躬行ヲ求ムルコト

七 實施ニ要スル經費

臨時議會ニ相當額ヲ要求スルコト

在公館一計画
精神



9451-8

171

I-0715

0453

文 部 省

昭和十二年九月十四日

文部省社会教育局
成人教育課
長

外務大臣官房文書課長殿

印刷物送付ニ關スル件

國民精神總動員參考資料左記ノ通及送付タルニ付御査取相成度
記

一、國民精神總動員實踐事項

百 枚

二、國民精神總動員實施要項

參拾枚

情報部

第一課

昭和十二年九月十五日接受

I-0715

0454

國民精神總動員實施要綱

一、趣旨

舉國一致堅忍不拔ノ精神ヲ以テ現下ノ時局ニ對處スルト共ニ今後持續スベキ時艱ヲ克服シテ愈々皇運ヲ扶翼シ奉ル爲官民一體トナリテ一大國民運動ヲ起サントス

二、名稱

「國民精神總動員」

三、運動ノ目標

「舉國一致」「盡忠報國」ノ精神ヲ鞏ウシ事態ガ如何ニ展開シ如何ニ長期ニ亘ルモ「堅忍持久」總ユル困難ヲ打開シテ所期ノ目的ヲ貫徹スベキ國民ノ決意ヲ固メ之ガ爲必要ナル國民ノ實踐ノ徹底ヲ期スルモノトス

實踐事項ハ右ノ目標ニ基キ日本精神ノ發揚ニヨル舉國一致ノ體現竝ニ非常時財政經濟ニ對スル舉國の協力ノ實行ヲ主トシテ之ヲ定メ事態ノ推移竝ニ地方ノ實情等ヲ考慮シテ適當ニ安排スルモノトス

四、實施機關

- (一) 本運動ハ情報委員會、內務省及文部省ヲ計畫主務廳トシ各省總掛リニテ之ガ實施ニ當ルコト
- (二) 本運動ノ趣旨達成ヲ圖ル爲中央ニ有力ナル外廓團體ノ結成ヲ圖ルコト
- (三) 道府縣ニ於テハ地方長官ヲ中心トシ官民合同ノ地方實行委員會ヲ組織スルコト
- (四) 市町村ニ於テハ市町村長中心トナリ各種團體等ヲ綜合的ニ總動員シ更ニ部落町内又ハ職場ヲ單位トシテ其ノ實行ニ當ルコト

五、實施方法

- (一) 內閣及各省ハ夫々其ノ所管ノ事務及施設ニ關聯シテ實行スルコト
- (二) 廣ク內閣及各省關係團體ニ對シ夫々其ノ事業ニ關聯シテ適當ナル協力ヲ求ムルコト
- (三) 道府縣ニ於テハ地方實行委員會ト協力シテ具體的實施計畫ヲ樹立實行スルコト
- (四) 市町村ニ於テハ綜合的ニ且部落又ハ町内毎ニ實施計畫ヲ樹立シテ其ノ實行ニ努メ各家庭ニ至ル迄滲透スル様努ムルコト
- (五) 諸會社、銀行、工場、商店等ニ於テハ夫々實施計畫ヲ樹立シ且實行スル様協力ヲ求ムルコト
- (六) 各種言論機關ニ對シテハ其ノ協力ヲ求ムルコト
- (七) ラヂオノ利用ヲ圖ルコト
- (八) 文藝、音樂、演藝、映畫等關係者ノ協力ヲ求ムルコト

國民精神總動員實施要綱

一、趣旨

舉國一致堅忍不拔ノ精神ヲ以テ現下ノ時局ニ對處スルト共ニ今後持續スベキ時艱ヲ克服シテ愈々皇運ヲ扶翼シ奉ル爲官民一體トナリテ一大國民運動ヲ起サントス

二、名稱

「國民精神總動員」

三、運動ノ目標

「舉國一致」「盡忠報國」ノ精神ヲ鞏ウシ事態ガ如何ニ展開シ如何ニ長期ニ亘ルモ「堅忍持久」總ユル困難ヲ打開シテ所期ノ目的ヲ貫徹スベキ國民ノ決意ヲ固メ之ガ爲必要ナル國民ノ實踐ノ徹底ヲ期スルモノトス

實踐事項ハ右ノ目標ニ基キ日本精神ノ發揚ニヨル舉國一致ノ體現竝ニ非常時財政經濟ニ對スル舉國の協力ノ實行ヲ主トシテ之ヲ定メ事態ノ推移竝ニ地方ノ實情等ヲ考慮シテ適當ニ安排スルモノトス

四、實施機關

- (一) 本運動ハ情報委員會、內務省及文部省ヲ計畫主務廳トシ各省總掛リニテ之ガ實施ニ當ルコト
- (二) 本運動ノ趣旨達成ヲ圖ル爲中央ニ有力ナル外廓團體ノ結成ヲ圖ルコト
- (三) 道府縣ニ於テハ地方長官ヲ中心トシ官民合同ノ地方實行委員會ヲ組織スルコト
- (四) 市町村ニ於テハ市町村長中心トナリ各種團體等ヲ綜合的ニ總動員シ更ニ部落町内又ハ職場ヲ單位トシテ其ノ實行ニ當ルコト

五、實施方法

- (一) 內閣及各省ハ夫々其ノ所管ノ事務及施設ニ關聯シテ實行スルコト
- (二) 廣ク內閣及各省關係團體ニ對シ夫々其ノ事業ニ關聯シテ適當ナル協力ヲ求ムルコト
- (三) 道府縣ニ於テハ地方實行委員會ト協力シテ具體的實施計畫ヲ樹立實行スルコト
- (四) 市町村ニ於テハ綜合的ニ且部落又ハ町内毎ニ實施計畫ヲ樹立シテ其ノ實行ニ努メ各家庭ニ至ル迄滲透スル様努ムルコト
- (五) 諸會社、銀行、工場、商店等ニ於テハ夫々實施計畫ヲ樹立シ且實行スル様協力ヲ求ムルコト
- (六) 各種言論機關ニ對シテハ其ノ協力ヲ求ムルコト
- (七) ラヂオノ利用ヲ圖ルコト
- (八) 文藝、音樂、演藝、映畫等關係者ノ協力ヲ求ムルコト



9451-8

172

I-0715

0455

國民精神總動員實踐事項	
運動目標	實踐細目
日本精神ノ發揚	
社會風潮ノ一新	1. 不動ノ精神ノ鍛鍊 2. 必勝ノ信念ノ堅持 3. 對敵心構ヘノ訓練 例ハ 流言ニ迷ハヌコト 國家機密ヲ守ルコト 防空訓練
(1) 堅忍持久ノ精神ノ涵養	
(2) 困苦缺乏ニ堪フル心身ノ鍛鍊	1. 勤儉力行 2. 生活ノ刷新 3. 享樂ノ節制
(3) 小我ヲ捨テ、大我ニ就クノ精神ノ體現	
(4) 各人ノ職分恪循	
銃後ノ援護ノ強化持續	1. 派遣軍人家族慰問、家業幫助 2. 殉國者慰靈、家族慰問、家族幫助 3. 銃後援護獻金獻品
(1) 出動將兵ヘノ感謝及銃後援護ノ普及徹底	
(2) 隣保相扶ノ發揚	1. 奉仕事業ノ促進
(3) 勤勞奉仕	2. 共同勞作ニ依ル生産力ノ維持
非常時經濟政策ヘノ協力	
(1) 勤勞報國	
(2) 勞資協力	
(3) 利益壟斷ノ抑制ト暴利抑制	
(4) 國債應募勸奨	
(5) 冗費節約貯蓄獎勵	
(6) 國際收支ノ改善	1. 國產品使用 2. 輸入品使用制限 3. 國產代用品ノ使用
(7) 金ノ使用節約	1. 消費ノ抑制 2. 代用品ノ使用 3. 廢品ノ蒐集提供 4. 發明創造 5. 資源ノ蓄積 6. 國防資源ノ獻納
資源ノ愛護	



9451-8

173

I-0715

0451

國民精神總動員實踐事項	
運動目標	實踐細目
日本精神ノ發揚	
社會風潮ノ一新	
(1) 堅忍持久ノ精神ノ涵養	1. 不動ノ精神ノ鍛鍊 2. 必勝ノ信念ノ堅持 3. 對敵心構ヘノ訓練 例ハ 流言ニ迷ハスコト 國家機密ヲ守ルコト 防空訓練
(2) 困苦缺乏ニ堪フル心身ノ鍛鍊	1. 勤儉力行 2. 生活ノ刷新 3. 享樂ノ節制
(3) 小我ヲ捨テ、大我ニ就クノ精神ノ體現	1. 派遣軍人家族慰問、家業幫助
(4) 各人ノ職分恪循	2. 殉國者慰靈、家族慰問、家族幫助
銃後ノ後援ノ強化持續	3. 銃後後援獻金獻品
(1) 出動將兵ヘノ感謝及銃後後援ノ普及徹底	1. 奉仕事業ノ促進
(2) 隣保相扶ノ發揚	2. 共同勞作ニ依ル生産力ノ維持
(3) 勤勞奉仕	
非常時經濟政策ヘノ協力	
(1) 勤勞報國	1. 國產品使用
(2) 勞資協力	2. 輸入品使用制限
(3) 利益壟斷ノ抑制ト暴利抑制	3. 國產代用品ノ使用
(4) 國債應募勸奨	
(5) 冗費節約貯蓄獎勵	1. 消費ノ抑制
(6) 國際收支ノ改善	2. 代用品ノ使用
資源ノ愛護	3. 廢品ノ蒐集提供
(7) 金ノ使用節約	4. 發明創造
	5. 資源ノ蓄積
	6. 國防資源ノ獻納

近衛内閣總理大臣演説

時局に處する國民の覺悟

(昭和一二・九・二二)
於日比谷公會堂

茲に、國民精神總動員運動を開始するに當りまして、私の所信を披瀝して、この歴史的なる國民運動に對し諸君の御協力を願ひたいと思ふのであります。

吾々の不擴大方針が支那政府の不誠意に依りまして顧られず、北支事變が遂に支那事變となり、支那の排日分子に對して茲に全面的且積極的な覺悟を必要とするに至りましたことは諸君に御承知の通りであります。

申すまでもなく、吾々の眞意は東洋文化を共通する所の日滿支三國の提携を以て東洋安定の樞軸と致しまして、これを通じて世界平和の確立に自主的に、參與するといふ處にあることは、今も昔も變りはないのであります。

東洋の平和あつて、初めて東洋國家の眞の幸福があるのであります。同じく東洋の二大隣國として、日支提携といふ基礎の上に立つにあつたれば支那の國家建設は不可能なのであります。従つて排日を前提とするが如き支那の國家主義は斷じて支那の國家を幸福ならしむるものではないと信するのであります。

然るに支那政府の抗日的訓練は、その由つて來るところ遠く且深きものでありまして、我が方の隱忍の結果は却つて彼の侮日となり抗日の激する處、今や國を擧げて赤化勢力の奴隸たらんとする現狀に立ち至つたのであります。これが爲に十五年間の抗日教育の下に成長しました所の支那の若き青年は自ら進んで墓穴を掘りつつあり、又國民黨の排日教育に毒せられない素樸なる父老兄弟はこの日支相搏つの矛盾に挾まれて、今や身を置くに處なき有様であるのであります。

こと茲に至りましては、吾に日本の安全の見地からのみならず、廣くは正義人道の爲、特に東洋百年の大計の爲にこれに一大鐵錐を加へまして直ちに抗日勢力の依つて以て立つ所の根源を破壊し徹底的實物教育に依つてその戰意を喪失せしめ、然る後に於て支那の健全分子に活路を與へまして、これと手を握つて俯仰天地に愧ぢざる東洋平和の恒久的組織を確立するの必要に迫られて來たのであります。このことたる、吾々が今日これを解決せざれば吾々の子孫が更に大なる困難の下にいつれの日にか解決を必要とするものであります。果して然らばこの日本國民の歴史的な大事業を、吾等の時代に於て、解決するといふことは、寧ろ今日生を享けたる我等同時代國民の光榮であり、吾々は喜んでこの任務を遂行すべきであると思ふのであります。

若しも斯くの如き歴史的な大事業が何等の困難なしに出來ると思ふならば、これは思ふ方が無理であらうと存じます。今後或は色々の方面から困難が起つて來ることも覺悟しなければなりません。吾々に肝要なことは如何なる困難が起つて來ても必ずこれに打ち克ち如何に長期に亘つても半途にして屈せず有終の美を成し遂げずんば斷じて止まぬといふ固い決意が必要であります。申す迄も無くこれは決して一政府一軍隊の力に依つて出來ることではないのであります。全國民の全勢力を綜合蓄積し國家の最高目的の前にこれを動員し、これを傾倒して始めて可能であると信するのであります。實に銃劍を取る者も、鋤、鋤、算盤を取るものも同じく國家的戰闘の一單位として單にその持場が異つてゐるに過ぎないのである。若しこゝに自分が一人居らなかつたらば國家の全勢力はそれだけ缺陷が生じて來る、若し又自分が一時間だけ餘計に働いたならば、國家の持久力はそれだけ増すことになる、斯くの如き自覺を以て全國民が國家總動員の内に織り込まれて來るならば、吾々に課せられました時代の使命を遂行し發展の日本の爲に一新紀元を作ることとは決して困難でないと思ふのであります。私

その一つは我が日本の歴史は極めて古いが國家の生活力は青年のやうに旺盛であるといふことであります。このことは今日の日本を公平に觀察するものの内外一致せる認識であると思ひます。

顧るに吾々の祖先は過去に於て幾多の大困難に遭遇し、よくこれを克服致しまして、今日の如き國家的遺産を吾々の手に殘したのであります。日本の發展せんとする所、そこに必ずや大なり小なりの摩擦があることは免れませぬ。今次の事變の如きも亦日本が偉大ならんとする爲に必然的に遭遇したる國際的摩擦の一過程であります。果して然らばこれは當然吾々の手に依つてこれを解決し、後に來る吾々の子孫のために遺産として贈るべきものであると思ふのであります。

第二には獨り日本の主觀的立場からばかりでなく、世界歴史の全體から見まして、日本は今世界に於ける進歩的國家としての主要なる役割を働いてゐるといふ確信であります。今日の世界は獨り東洋に於てのみならずヨーロッパに於きまして亦不安が漲つてゐるのであります。斯かる世界不安の根本的原因は究極するところ實質的な國際正義が未だ十分實現せられてゐないところにあるのであります。日本の行動は或は爲にするものの皮相的認識により如何様にも曲解せられることもありませう。併し日本の行動の本質は世界歴史の本流に於て、眞の國際正義を主張せんとするものであります。斯かる意味に於て吾々の主張は日本以外の他の進歩的な國民によりても共鳴せらるるもの決して尠くないと信するものであります。

斯くの如き確信の下に吾々全國民が己れを空しうして國家の最高目的の前に打つて一丸となれば、前途なんの恐るべきものもないのであります。國家の一大事の前に、國內の凡ゆる階層が協力一致して義勇奉公の誠を盡くすといふことは我が日本本來の姿であります。現に去る九日終了致しました第七十二議會に於て是れ大なる豫算が兩院とも全會一致を以て一瞬の間に協賛されました一事を以て致しましては歴然たる事實であります。斯くの如きは日本以外の國家に於きましては容易に理解し難きところでありまして、特に日本内部の分裂を見越して排日強行の理由として來ました所の支那政府の如きに對しては意外なる精神的打撃を與へたことと思ふのであります。素より私と致しましては斯かる國民諸君の協力誠意に對しましては感謝の念に堪へぬものがあるのであります。而してかくの如き協力の由つて來るところ遂に我が日本國體の尊嚴無比なる歴史的組織に淵源することを思ふとき私は日本臣民たるの恩寵を今更の如く痛切に自覺せざるを得ないのであります。

『國家は雖然たる利益團體にあらずして一つの文化的使命を有するところの協同目的體であり國民は己れの利益を追及する唯物的存在に非ずして民族國家の組織を通じて人類に寄與せんとするところの精神的存在である』斯くの如きは西歐の唯物的文化に懺きたらざる人々の間に澎湃として最近湧き起つてゐるところの新しき要求であります。然るにこの要求は萬世一系の皇室を中心とする我が日本の國家組織に於きましては先天的に具現せられてゐるのであります。吾々の國家に對する自覺の深まる所、そこに國家總動員は強制を俟たずして自ら成るのであります。

御承知の如く、天皇陛下に於かせられましては北支事變の發生するや、直ちに葉山より御還幸遊ばされまして日夜軍國のことに御精勵遊ばされて居るのであります。私は拜謁を賜はる度ごとに御精勵の御模様を拜しまして恐懼感激に堪へざる次第であります。本月四日開院式の勅語に於きまして

朕ハ帝國臣民カ今日ノ時局ニ鑑ミ忠誠公ニ奉シ和協心ヲ一ニシ贊襄以テ所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ望ム

と仰せられましたことは既に御承知の通りであります。この大御心に副ひ奉るべく我が同胞軍隊は戰場にあつて赫々たる忠勇を致して居るのであります。この大御心に副ひ奉るべく統後の經營に全力を盡くすことは吾々一般國民の義務であると信じます。

惟ふに世界は今や一大轉換の期に際會致してゐるのであります。この秋に當り東洋の道德を經とし西洋の文明を緯とし兩者を綜合調和して、新しき世界に貢獻することは實に我が國に課せられたる重大使命であります。大なる將來を有つ日本國家の行進は既に始まつてゐるのであります。希くば官民一致國家の目的を以て吾々個人の目的とし、この大業の遂行に協力せられんことを希望して已まない次第であります。



9451-8

174

I-0715

0459

近衛内閣總理大臣演説

時局に處する國民の覺悟

(昭和一二・九・二)
於日比谷公會堂

茲に、國民精神總動員運動を開始するに當りまして、私の所信を披瀝して、この歴史的なる國民運動に對し諸君の御協力を願ひたいと思ふのであります。

吾々の不擴大方針が支那政府の不誠意に依りまして顧られず、北支事變が遂に支那事變となり、支那の排日分子に對して茲に全面的且極端的なる脅威を必要とするに至りましたことは諸君に御承知の通りであります。

申すまでもなく、吾々の眞意は東洋文化を共通する所の日滿支三國の提携を以て東洋安定の樞軸と致しまして、これを通じて世界平和の確立に自主的に、參與するといふ處にあることは、今も昔も變りはないのであります。

東洋の平和あつて、初めて東洋國家の眞の幸福があるのであります。同じく東洋の二大隣國として、日支提携といふ基礎の上に立つにあらざれば支那の國家建設は不可能なのであります。従つて排日を前提とするが如き支那の國家主義は斷じて支那の國家を幸福ならしむるものではないと信ずるのであります。

然るに支那政府の抗日的訓練は、その由つて來るところ遠く且深きものがありまして、我が方の隱忍の結果は却つて彼の侮日となり抗日の激する處、今や國を擧げて赤化勢力の奴隸たらんとする現狀に立ち至つたのであります。これが爲に十五年間の抗日教育の下に成長しました所の支那の若き青年は自ら進んで墓穴を掘りつつあり、又國民黨の排日教育に毒せられない素樸なる父老兄弟はこの日支相搏つの矛盾に挾まれて、今や身を置くに處なき有様であるのであります。

こと茲に至りましては、嘗に日本の安全の見地からのみならず、廣くは正義人道の爲、特に東洋百年の大計の爲にこれに一大鐵槌を加へまして直ちに抗日勢力の依つて以て立つ所の根源を破壊し徹底的實物教育に依つてその戰意を喪失せしめ、然る後に於て支那の健全分子に活路を與へまして、これと手を握つて俯仰天地に愧ぢざる東洋平和の恒久的組織を確立するの必要に迫られて來たのであります。このことたる、吾々が今日これを解決せざれば吾々の子孫が更に大なる困難の下にいつれの日にか解決を必要とするものであります。果して然らばこの日本國民の歴史的な事業を、吾等の時代に於て、解決するといふことは、寧ろ今日生を享けたる我等同時代國民の光榮であり、吾々は喜んでこの任務を遂行すべきであると思ふのであります。

若しも斯くの如き歴史的な事業が何等の困難なしに出來ると思ふならば、これは思ふ方が無理であらうと存じます。今後或は色々の方面から困難が起つて來ることも覺悟しなければなりません。吾々に肝要なことは如何なる困難が起つて來ても必ずこれに打ち克ち如何に長期に亘つても半途にして屈せず有終の美を成し遂げずんば斷じて止まぬといふ固い決意が必要であります。申す迄も無くこれは決して一政府一軍隊の力に依つて出來ることではないのであります。全國民の全勢力を綜合蓄積し國家の最高目的の前にこれを動員し、これを傾倒して始めて可能であると信ずるのであります。實に銃鉞を取る者も、鋤、鉞、算盤を取るものも同じく國家的戰闘の一單位として單にその持場が異つてゐるに過ぎないのである。若しこゝに自分が一人居なかつたらば國家の全勢力はそれだけ缺陷が生じて來る、若し又自分が一時間だけ餘計に働いたならば、國家の持久力はそれだけ増すことになる、斯くの如き自覺を以て全國民が國家總動員の内に入り込まれて來るならば、吾々に課せられたる時代の使命を遂行し發展的日本の爲に一新紀元を作ることとは決して困難でないと思ふのであります。私に少くとも二つの方面から斯く信じて疑はぬ理由を有つて居るのであります。

その一つは我が日本の歴史は極めて古いが國家の生活力は青年のやうに旺盛であるといふことであります。このことは今日の日本を公平に觀察するものの内外一致せる認識であると思ひます。

顧るに吾々の祖先は過去に於て幾多の大困難に遭遇し、よくこれを克服致しまして、今日の如き國家的遺産を吾々の手に殘したのであります。日本の發展せんとする所、そこに必ずや大なり小なりの摩擦があることは免れませぬ。今次の事變の如きも亦日本が偉大ならんとする爲に必然的に遭遇したる國際的摩擦の一過程であります。果して然らばこれは當然吾々の手に依つてこれを解決し、後に來る吾々の子孫のために遺産として贈るべきものであると思ふのであります。

第二には獨り日本の主觀的立場からばかりでなく、世界歴史の全體から見まして、日本は今世界に於ける進歩的國家としての主要なる役割を働いてゐるといふ確信であります。今日の世界は獨り東洋に於てのみならずヨーロッパに於きまして亦不安が漲つてゐるのであります。斯かる世界不安の根本的原因は究極するところ實質的な國際正義が未だ十分實現せられてゐないところにあるのであります。日本の行動は或は爲にするものの皮相的認識により如何様にも曲解せられることもありませう。併し日本の行動の本質は世界歴史の本流に於て、眞の國際正義を主張せんとするものであります。斯かる意味に於て吾々の主張は日本以外の他の進歩的な國民によりても共鳴せらるるもの決して尠くないと信ずるのであります。

斯くの如き確信の下に吾々全國民が己れを空しうして國家の最高目的の前に打つて一丸となれば、前途なんの恐るべきものもないのであります。國家の一大事の前に、國內の凡ゆる階層が協力一致して義勇奉公の誠を盡くすといふことは我が日本本來の姿であります。現に去る九日終了致しました第七十二議會に於て老大方なる豫算が兩院とも全會一致を以て一瞬の間に協賛されました一事を以て致しましても歴然たる事實であります。斯くの如きは日本以外の國家に於きましては容易に理解し難きところでありまして、特に日本内部の分裂を見越して排日強行の一理由として來ました所の支那政府の如きには意外なる精神的打撃を與へたことと思ふのであります。素より私と致しましては斯かる國民諸君の協力誠意に對しましては感謝の念に堪へぬものがあるのであります。而してかくの如き協力の由つて來るところ遂に我が日本國體の尊嚴無比なる歴史的組織に淵源することを思ふとき私は日本臣民たるの恩寵を今更の如く痛切に自覺せざるを得ないのであります。

『國家は難然たる利益團體にあらずして一つの文化的使命を有するところの協同目的體であり國民は己れの利益を追及する唯物的存在に非ずして民族國家の組織を通じて人類に寄與せんとするところの精神的存在である』斯くの如きは西歐の唯物的文化に懐きたらざる人々の間に澎湃として最近湧き起つてゐるところの新しき要求であります。然るにこの要求は萬世一系の皇室を中心とする我が日本の國家組織に於きましては先天的に具現せられてゐるのであります。吾々の國家に對する自覺の深まる所、そこに國家總動員は強制を俟たずして自ら成るのであります。

御承知の如く、天皇陛下に於かせられましては北支事變の發生するや、直ちに葉山より御還幸遊ばされまして日夜軍國のことに御精勵遊ばされて居るのであります。私は拜謁を賜はる度ごとに御精勵の御模様を拜しまして恐懼感激に堪へざる次第であります。本月四日開院式の勅語に於きまして

朕ハ帝國臣民カ今日ノ時局ニ鑑ミ忠誠公ニ奉シ和協心ヲ一ニシ贊襄以テ所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ望ムと仰せられましたことは既に御承知の通りであります。この大御心に副ひ奉るべく我が同胞軍隊は戰場にあつて赫々たる忠勇を致して居るのであります。この大御心に副ひ奉るべく統後の經營に全力を盡くすことは吾々一般國民の義務であると信じます。

惟ふに世界は今や一大轉換の期に際會致してゐるのであります。この秋に當り東洋の道德を經とし西洋の文明を緯とし、兩者を綜合調和して、新しき世界に貢獻することは實に我が國に課せられたる重大使命であります。大なる將來を有つ日本國家の行進は既に始まつてゐるのであります。希くば官民一致國家の目的を以て吾々個人の目的とし、この大業の遂行に協力せられんことを希望して己まない次第であります。

部
錄
行

平路因開鑿取土而致

制鐵工業の増進

分類 I 4. 1. 1. 8)

省 部 文

昭和十二年九月十六日

文部省社會教育局
成人教育課長

外務大臣官房文書課長 殿

總理大臣演說印刷物送付ノ件

國民精神總動員ノ資料トシテ左記ノ通別途送付ニ及ビタルニ付御
查收相成度

記

一政府主催國民精神總動員大演說會ニ於ケル内閣總理大臣演說

三十部

情報部

第一課長

件

國民精神總動員ノ資料トシテ左記ノ通別途送付ニ及ビタルニ付御
昭和十二年九月十六日 接受

記
12. 9. 16
録

I-0715

0472

分類 IY. S. 1. 8

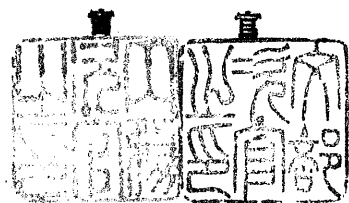
情報部

發社一七六號

昭和十二年九月二十五日

文 部 次

内 務 次



外 務 次 官 殿

國民精神總動員強調週間實施方ニ關スル件

國民精神總動員ノ全國的實施ノ強調ヲ圖ルタメ國民教化運動方策ニヨ
リ十月施行スベキ社會的教養向上、生活改善ニ關スル週間ヲ之ニ充當

文 部 省

シ國民精神總動員ノ強調週間トシテ左記ニヨリ之ヲ實施スルコト、相
成リ地方長官ニ對シテハ別紙等ノ通通牒致置キタルニ付テハ右趣旨ノ
徹底方ニ關シ御配意相煩度

昭和十二年九月廿七日接受

文部省
九月二十五日
文部省
九月二十五日

I-0715

0403

文部省發社一七六號

昭和十二年九月二十五日

文部次官

伊

草

延

吉

内務次官

廣

瀬

久

忠



地方長官 殿

國民精神總動員強調週間實施方ニ關スル件

國民精神總動員ノ全國的實施ノ強調ヲ圖ルタメ國民教化運動方策ニヨリ十月施行スベキ社會的教養ノ向上、生活改善ニ關スル週間ヲ之ニ充當シ國民精神總動員ノ強調週間トシテ左記ニ依リ之ヲ實施スルコトト相成タルニ付

テハ趣旨ノ徹底方ニ關シ御配意相煩度

記

一名 稱

國民精神總動員強調週間

二期 間

自昭和十二年十月十三日（戊申詔書頒發ノ日）至十九日、一週間

三實施要領

實施期間第一期（自九月九日至十月十二日）ニ於テ強調セラレタル國民ノ決意ヲ國民生活ノ上ニ實現ヲ圖ルヲ主眼トスルコト
仍テ社會風潮ノ一新、時局ニ對應スル生活ノ刷新ヲ中心題目ト定メ、此ノ見地ヨリ他ノ實踐事項ヲ實施ノ内容ニ包攝シ、場所ト對象トニ應ジ、適當ナル宣傳ヲ實施シテ實踐事項全般ニ亘リテ國民ノ實踐ヲ求ムルコト

尙本週閏中十三日ニハ戊申詔書ノ聖旨ヲ奉戴シ、又十七日神嘗祭當日ニハ官國幣社以下神社ニ於テ一齊ニ祭祀ヲ執行シ、普ク官民ヲ參列セシメ國威ノ宣揚ト皇軍ノ武運長久ヲ祈請スルト共ニ、殉國將兵ノ武勳ヲ敬仰シ、更ニ都會地ニ於テハ學生、生徒、青年團等ヲシテ神社ニ參拜後行進ヲ行ハシムル等學國一體時局ニ對處スル堅忍不拔ノ信念ノ昂揚ヲ期スルコト

四 實施方法

1 本週閏ノ實施ニ關シ中央ニ於テハ左ノ事項ヲ考慮ス

(1) 生活刷新ノ一般的项目等資料ノ通知

(2) 「週報」時轉號發行

(3) 演説（一種）、ヒラ（總理大臣署名國民精神總動員に際し國民諸君に望む）ノ作成配布

(4) 各種講演會等ノ講師斡旋

2 又チ本週閏中左ノ(1)ニヨリ「國民朝禮ノ時間」ヲ實施スル外、本

週閏中左ノ(2)ノ日程ニヨリ放送番組ノ特別編成ヲ行フコト

(1) 國民朝禮ノ時間

(2) 時刻 午前八時ヨリ約二十分間

(3) 順序 (1) 音樂 (2) 國歌 (3) 進拜 (4) 講話（引續キラヂオ體操）

(4) 國民精神總動員強調週閏中放送番組

十三日 時局生活ノ日

十四日 出動將兵ヘノ感謝ノ日

十五日 非常時經濟ノ日

十六日 銃後ノ護ノ日

十七日 神社參拜、殉國勇士ヲ讀ヘルノ日

十八日 勤勞報國ノ日

十九日 非常時心身鍛鍊ノ日

3 地方ニ於テハ前記ノ趣旨ニヨリ其ノ實情ニ應ジ、適宜最モ有效ナル宣傳ヲ全面的且強力ニ實施スルコト

(4) 中央ヨリ生活刷新ノ一般的項目ノ通知ヲ受ケタルトキハ週間中適宜

之ヲ

支持利用スルコト

(四) 講演會等ノ開催

(ハ) 其ノ他必要ナル事項

I-0715

0407

情報部

第三課長

昭和三年拾月六日 接受

昭和十二年十月一日

文部省社會教育局庶務課長

外務省

文書課長 殿

資料部

編輯部

時局映畫映寫ノ件

先般日比谷公會堂ニ於テ政府主催國民精神總動員大演說會ノ開催ニ際シ右狀況特ニ近衛首相、内務文部兩大臣ノ演說ヲ映畫化致候ニ付テハ右映畫紹介旁々左記ノ通映寫會ヲ催シ御觀覽ニ供シ度此段御案内申上候

追テ御來觀ノ方ハ會場ノ都合モ有之貴省十名以内ニ御願申上候

文部省

記

一日 時 十月二日(土) 午後一時

三場 所 文部省映寫室(二階)

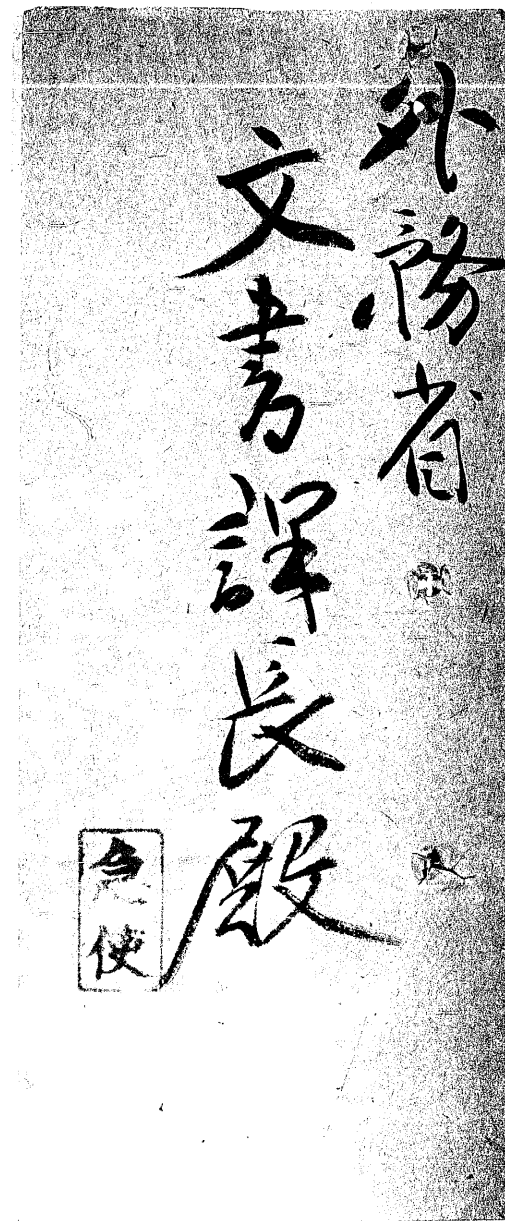
三映 畫

1. 國民精神總動員大演說會
2. 獨逸映畫「意志の勝利」
3. 伊太利映畫「ローマの旗の下に」

以上

I-0715

0478



I-0715

0475



I-0715

0480

(分類工学八八八)

情報部
發社一七九號

第三課長

昭和十二年十月十二日

文部省社會教育局長

外務省文書課長殿

「國民精神總動員資料第一輯」送付ニ關スル件

國民精神總動員運動ニ關シ御利用ニ供シ度標記印刷物別便ヲ以テ千部
送付致シタルニ付御查收相成度

昭和十二年拾月拾四日接受

名 田代 昭三郎
昭和十二年十月十四日

I-0715

0481

國民精神總動員について

國民精神總動員資料

第一輯

I-0715

0482

目次

一、内閣告諭	一
二、内閣訓令	三
三、内閣總理大臣演説	五
四、内務大臣演説	二
五、文部大臣演説	三

I-0715

0483

内閣告諭號外

第七十二回帝國議會開院式ニ當リ優渥ナル
勅語ヲ賜ヒ帝國ノ嚮フ所ヲ明ニシ國民ノ進ムベキ道ヲ示サセ給ヘリ 聖慮宏遠ニシテ眞ニ恐懼感激ニ
堪ヘザルナリ

惟フニ帝國ハ東亞ノ安定ヲ望ミ常ニ日支兩國ノ相提携シテ以テ世界平和ノ基ヲ樹テント欲ス是レ比隣
其ノ幸ヲ一ニシ列國其ノ福ヲ同ジクスルノ道ニシテ帝國一貫ノ國是ナリ然ルニ支那ハ常ニ隣交ノ誼ヲ
忘レ信義ヲ失シ永年排日抗日ヲ以テ國策トシ帝國ノ權益ヲ侵シテ暴狀ヲ極メ遂ニ今次ノ事變ヲ生ズル
ニ至レリ

今ヤ出征ノ將兵外ニ膺懲ノ歩武ヲ進メ統後ノ國民内ニ奉公ノ至誠ヲ致ス然リト雖今次ノ事變ハ其ノ由
ツテ來ル所遠ク事態ノ推移亦遽ニ豫斷ヲ許サザルモノアリ此ノ秋ニ當リ國民齊シク時局ノ重大性ニ鑑
ミ益々堅忍不拔ノ志操ヲ堅持シテ今後ニ來ルベキ如何ナル艱難ニモ堪ヘ所期ノ目的ヲ貫徹スル爲敢然
邁進スルノ決意アルヲ要ス

凡ソ難局ヲ打開シ國運ノ隆昌ヲ圖ルノ道ハ我ガ尊嚴ナル國體ニ基キ盡忠報國ノ精神ヲ益々振起シテ之
ヲ國民日常ノ業務生活ノ間ニ實踐スルニ在リ今般國民精神ノ總動員ヲ實施スル所以モ亦此ニ存ス

2
古來我が國民ハ艱難ニ遭遇スルヤ必ズ之ヲ克服シ以テ國家興隆ノ成果ヲ收メザルナシ時局ニ際シ國民
深ク如上ノ趣旨ヲ體シ忠誠公ニ奉ジ和協心ヲ一ニシ日本精神ヲ昂揚シテ舉國一致ノ實ヲ舉グルト共ニ
之ヲ實踐ニ現シテ愈々國力ノ伸張ヲ圖リ以テ 皇運ヲ扶翼シ奉ル所アルハ本大臣ノ深ク全國民ニ期待
スル所ナリ

昭和十二年九月九日

内閣總理大臣 公爵 近衛 文麿

内閣訓令號外

第七十二回帝國議會開院式ニ當リ優渥ナル

各 官 廳

勅語ヲ賜ヒ帝國ノ嚮フ所ヲ明ニシ國民ノ進ムベキ道ヲ示サセ給ヘリ 聖慮宏遠洵ニ恐懼感激ニ禁ヘズ
惟フニ今次ノ事變ハ其ノ由ツテ來ル所遠ク事態ノ推移亦遽ニ豫斷ヲ許サザルモノアリ
此ノ秋ニ當リ職ヲ官ニ奉ズル者ハ齊シク時局ノ重大性ニ鑑ミ堅忍不拔ノ志操ヲ堅持シテ今後ニ來ルベ
キ如何ナル艱難ニモ堪ヘ和協一心奉公ノ至誠ヲ致シ以テ所期ノ目的貫徹ノ爲ニ邁進スルノ決意アラシ
コトヲ要ス
凡ソ難局ヲ打開シ帝國ノ興隆ヲ圖ルノ道ハ我が尊嚴ナル國體ニ基キ盡忠報國ノ精神ヲ振起シテ之ヲ日
常ノ業務生活ノ間ニ具現セシムルニ在リ今般國民精神ノ總動員ヲ實施スル所以亦此ニ存ス
宜シク思フ現下ノ時局ニ致シ日本精神ヲ昂揚シテ率先之ヲ實踐ニ具現シ愈々國力ノ増進ヲ圖リ以テ
皇運ヲ扶翼シ奉ランコトヲ期スベシ

昭和十二年九月九日

内閣總理大臣 公爵 近衛 文麿

近衛内閣總理大臣演説
時局に處する國民の覺悟

(昭和一二・九・一一
於日比谷公會堂)

茲に、國民精神總動員運動を開始するに當りまして、私の所信を披瀝して、この歴史的なる國民運動に對し諸君の御協力を願ひたいと思ふのであります。

吾々の不擴大方針が支那政府の不誠意に依りまして顧られず、北支事變が遂に支那事變となり、支那の排日分子に對して茲に全面的且積極的な腐懲を必要とするに至りましたことは諸君已に御承知の通りであります。

申すまでもなく、吾々の眞意は東洋文化を共通する所の日滿支三國の提携を以て東洋安定の樞軸と致しまして、これを通じて世界平和の確立に自主的に、參與するといふ處にあることは、今も昔も變りはないのであります。

東洋の平和あつて、初めて東洋國家の眞の幸福があるのであります。同じく東洋の二大隣國として、日支提携といふ基礎の上に立つにあらざれば支那の國家建設は不可能なのであります。従つて排日を前提とするが如き支那の國家主義は斷じて支那の國家を幸福ならしむるものではないと信するのであります。

然るに支那政府の抗日的訓練は、その由つて來るところ遠く且深きものがありまして、我が方の隠

I-0715

0486

忍の結果は却つて彼の侮日となり抗日の激する處、今や國を擧げて赤化勢力の奴隸たんとする現狀に立ち至つたのであります。これが爲に十五年間の抗日教育の下に成長しました所の支那の若き青年は自ら進んで墓穴を掘りつつあり、又國民黨の排日教育に毒せられない素樸なる父老兄弟はこの日支相搏つの矛盾に挾まれて、今や身を置くに處なき有様であるのであります。

こと茲に至りましては、暫に日本の安全の見地からのみならず、廣くは正義人道の爲、特に東洋百年の大計の爲にこれに一大鐵槌を加へまして直ちに抗日勢力の依つて以て立つ所の根源を破壊し徹底的實物教育に依つてその戰意を喪失せしめ、然る後に於て支那の健全分子に活路を與へまして、これと手を握つて俯仰天地に愧ぢざる東洋平和の恒久的組織を確立するの必要に迫られて來たのであります。このことたる、吾々が今日これを解決せざれば吾々の子孫が更に大なる困難の下にいづれの日に解決を必要とするものであります。果して然らばこの日本國民の歴史的大事業を、吾等の時代に於て、解決するといふことは、寧ろ今日生を享けたる我等同時代國民の光榮であり、吾々は喜んでこの任務を遂行すべきであると思ふのであります。

若しも斯くの如き歴史的大事業が何等の困難なしに出來ると思ふならば、これは思ふ方が無理であらうと存じます。今後或は色々の方面から困難が起つて來ることも覺悟しなければなりません。吾々に肝要なことは如何なる困難が起つて來ても必ずこれに打克ち如何に長期に亘つても半途にして屈せず有終の美を成し遂げずんば斷じて止まぬといふ固い決意が必要であります。申す迄も無くこれは決

して一政府一軍隊の力に依つて出來ることではないのであります。全國民の全勢力を綜合蓄積し國家の最高目的の前にこれを動員し、これを傾倒して始めて可能であると信ずるのであります。實に銃劍を取る者も、鋤、鋤、算盤を取るものと同じく國家的職能の一單位として單にその持場が異つてゐるに過ぎないのである。若しこゝに自分が一人居らなかつたならば國家の全勢力はそれだけ缺陷が生じて來る、若し又自分が一時間だけ餘計に働いたならば、國家の持久力はそれだけ増すことになる、斯くの如き自覺を以て全國民が國家總動員の内に織り込まれて來るならば、吾々に課せられたる時代的使命を遂行し發展的日本の爲に一新紀元を作ることとは決して困難でないと思ふのであります。私は尠くとも二つの方面から斯く信じて疑はぬ理由を有つて居るのであります。

その一つは我が日本の歴史は極めて古いが國家の生活力は青年のやうに旺盛であるといふことです。このことは今日の日本を公平に觀察するものの内外一致せる認識であると思ひます。

顧るに吾々の祖先は過去に於て幾多の大困難に遭遇し、よくこれを克服致しまして、今日の如き國家的遺産を吾々の手に残したのであります。日本の發展せんとする所、そこに必ずや大なり小なりの摩擦があることは免れませぬ。今次の事變の如きも亦日本が偉大ならんとする爲に必然的に遭遇したる國際的摩擦の一過程であります。果して然らばこれは當然吾々の手に依つてこれを解決し、後に來る吾々の子孫のために遺産として贈るべきものであると思ふのであります。

第二には獨り日本の主觀的立場からばかりでなく、世界歴史の全體から見まして、日本は今世界に

於ける進歩的國家としての主要なる役割を働いてゐるといふ確信であります。今日の世界は獨り東洋に於てのみならずヨーロッパに於きましても亦不安が漲つてゐるのであります。斯かる世界不安の根本的原因は究極するところ實質的な國際正義が未だ十分實現せられてゐないところにあるのであります。日本の行動は或は爲にするものの皮相的認識により如何様にも曲解せられることもありませう。併し日本の行動の本質は世界歴史の本流に於て、眞の國際正義を主張せんとするものであります。斯かる意味に於て吾々の主張は日本以外の他の進歩的な國民によりても共鳴せらるるもの決して尠くないと信ずるものであります。

斯くの如き確信の下に吾々全國民が己れを空しうして國家の最高目的の前に打つて一丸となれば、前途なんの恐るべきものもないのであります。國家の一大事の前に、國內の凡ゆる階層が協力一致して義勇奉公の誠を盡くすといふことは我が日本本來の姿であります。現に去る九日終了致しました第七十二議會に於て大なる豫算が兩院とも全會一致を以て一瞬の間に協賛されました一事を以て致しましても歴然たる事實であります。斯くの如きは日本以外の國家に於きましては容易に理解し難きところでありまして、特に日本内部の分裂を見越して排日強行の理由として來ました所の支那政府の如きに對しては意外なる精神的打撃を與へたことと思ふのであります。素より私と致しましては斯かる國民諸君の協力誠意に對しましては感謝の念に堪へぬものがあるのであります。而してかくの如き協力の由つて來るところ遂に我が日本國體の尊嚴無比なる歴史的組織に淵源することを思ふとき私

は日本臣民たるの恩寵を今更の如く痛切に自覺せざるを得ないのであります。

「國家は雖然たる利益團體にあらずして一つの文化的使命を有するところの協同目的體であり國民は己れの利益を追及する唯物的存在に非ずして民族國家の組織を通じて人類に寄與せんとするところの精神的存在である」斯くの如きは西歐の唯物的文化に據きたらざる人々の間に澎湃として最近湧き起つてゐるところの新しい要求であります。然るにこの要求は萬世一系の皇室を中心とする我が日本の國家組織に於きましては先天的に具現せられてゐるのであります。吾々の國家に對する自覺の深まる所、そこに國家總動員は強制を俟たずして自ら成るのであります。

御承知の如く、天皇陛下に於かせられましては北支事變の發生するや、直ちに葉山より御還幸遊ばされまして日夜軍國のことに御精勵遊ばされて居るのであります。私は拜謁を賜はる度ごとに御精勵の御模様を拜しまして恐懼感激に堪へざる次第であります。本月四日開院式の勅語に於きまして

朕ハ帝國臣民カ今日ノ時局ニ鑑ミ忠誠公ニ奉シ和協心ヲ一ニシ贊襄以テ所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ望ム

と仰せられましたことは既に御承知の通りであります。この大御心に副ひ奉るべく我が同胞軍隊は戦場にあつて赫々たる忠勇を致して居るのであります。この大御心に副ひ奉るべく銃後の經營に全力を盡くすことは吾々一般國民の義務であると信じます。

惟ふに世界は今や一大轉換の期に際會致してゐるのであります。この秋に當り東洋の道德を經とし、西洋の文明を緯とし、兩者を綜合調和して新しき世界に貢獻することは實に我が國に課せられたる重大使命であります。大なる將來を有つ日本國家の行進は既に始まつてゐるのであります。希くば官民一致國家の目的を以て吾々個人の目的とし、この大業の遂行に協力せられんことを希望して已まない次第であります。

國民精神總動員運動

馬場内務大臣演說要旨

(昭和二年九月十一日
於日比谷公會堂)

本夕茲に集りの皆様方の、御兄弟方なり御親戚なり、或は御知合の方々なりのうちには、自ら銃を執つて、砲煙彈雨の第一線に活躍せられて居る方々も、多數ありになることと存じます。私は、茲に皆様方の御心勞をお察し致しますと共に、戦火の巷に於て、凡ゆる困苦艱難を排しつつ、活躍して居られる將兵諸士に對し、深く深く感謝の意を表するものであります。

今日の時局は、誠に重大でありまして、軍の場に立つ者も、立たざる者も、齊しく起つて身を公に奉ぜねばならぬ秋であります。

去る七月七日北支蘆溝橋に於て事件が起りました際、私は、實は、これは大變なことに相成つたと思つたのであります。これは大きな事件になるかも知れぬ、先づ以て、大きな事件になつた時の覺悟をして掛からなければならぬ。然し乍ら、此の覺悟を持つた上で、どうぞ、戦線が擴大しないであらう、蘆溝橋、北平、あの邊を中心とする所謂局だけで、戦火が収まつて呉ればよいが、——かう思つたのであります。何とかして、全面的に戰闘行為を行ふといふ様なことに相成る以前に、支那側が其の非を悟り、深く反省して呉れないものかと、日夜念願致して居つたのであります。然し乍ら、これは私の單なる希望であつて、事實は左様には參らなかつた。私共の希望する處、念願する處とは

寧ろ逆に日を追うて戦局は擴大せられ、中部支那に飛び、或は南支に移り、遂に今日の様な事態に立至つて仕舞つたのであります。

皆様が既に充分御承知の通り、我帝國は豫てより、日清支三國の融和提携を心から希望致し、これが達成に努力して参つたのであります。然るにも拘らず、支那側は我々の眞意を解せず、今日の様な状態にまで立至つたことは、何としても遺憾千萬であると申すより外はないのであります。

私の考を以て致しますれば、今回の事變は、蔣溝橋に於て物發致したものであるが、決して故なくして、突然、或は偶然に起つたものではないのであります。其の因つて来る處、即ち根本の原因といふものは極めて深く且遠いのであります。蔣介石の一派乃至は國民黨といふものは、實をいへば、ずっと以前から其の國內統一、或は、其の政權の強化の爲に、排日抗日といふことを道具として使つて参つたのである。此の爲には、先づ何よりも、民族意識と申しまするか、要するに民衆の思想なり頭なりを、其の方に向け、其の方に集中する一つより平たくいへば煽る必要があり得ます。そこで國民政府は、教育とか、教化とか、宣傳とか、凡ゆる機會、凡ゆる機關を利用して、排日抗日の氣運、思想を、煽つて來たのであります。我帝國としては、これに對し、警告、勸告を致し、或は抗議を申込んだことも、再三ならずあるものであります。支那側は毫も反省する處なく、彼等の運動は次第に民衆の間に滲み込んで参り、我國の實力や眞意を知らない民衆の一部は、排日抗日といふ反抗的な思想から、更に侮日といふ處まで進んで参つた様な次第であります。勿論此の間に、或る時は政治上的

關係より、或る時は四圍の狀勢等よりして、多少空氣の緩和せられたこともあり、更に又、進んでは日支親善といふ様な關係も、唯上面だけで、僅かに見えたことのないではなかつたのであります。が、其の大本の底を流れて居る思想は、終始、排日抗日侮日といふことを以て、貫かれて居つたと見て差支ないであります。此の様な考へ方、此の様な思想が、時に觸れ折に觸れて、表面に出て参る、先年來、支那各地に於て起りました暴戾なる排日行爲に致しまして、或は又此の度の蔣溝橋なり上海なりの事件に致しまして、これらは何れも右の政策、或は思想に原因するものであります。かういふ風に考へて参りますと、支那の我國に對する誤つた考へ方、即ち排日抗日の思想といふものの根は、誠に深い處にある譯であります。決して一朝一夕にして出來上つたものではないのであります。従つて、此の根本の處まで遡つて、徹底的に彼等の反省を促すといふことでなければ、我國と支那との關係は、決してよくはならないと思ふのであります。處でこれが爲には暴戾不法なる支那軍に對しまして、其の戰意、戰爭繼續の意志を失はしめるまで徹底的な打撃を加へて、これを膺懲し、自らの力をはつきりと自覺せしめ、又、其の從來の思想なり日本に對する政策、方針なりが誤つてをつたことを、充分に反省せしめるといふことに相成らねばならないのであります。然し乍ら、何分にも、支那の領土は廣大でありますし、其の人口も一口に四億と稱せられる程であります。又、其の軍隊も、昔の軍隊とは全く趣を異に致し、其の裝備にしても、訓練にしても、決して貧弱なものばかりではないのであります。要するに支那の軍隊は、昔に較べて非常に強くなつてゐる、といふこ

とになるのであります。のみならず、近年の世界思想戦とも申しまするか、恐るべき赤化勢力の動きは、極めて活潑且微妙でありまして、我々は此の方面に對して、最も警戒を致さねばならないのであります。最近、ソ聯邦と支那との間に不可侵條約が締結せられましたことは、皆様に御承知の處であります。赤化の魔手―魔の手は、今や支那全土にまでも擴がらうとしてゐるのであります。尙又、支那には、諸外國の利害關係やら權益やらが、互に絡み合つて根を張つて居り、なかなか難しい關係に相成つて居るのであります。

斯様な次第でありまして、あれこれと考へ併せて参りますと、今回の戦は、誠に面倒な戦であると申さねばなりません。殊に又、今日までの戦局の状況を見て居りまして、どうもこれは長くなるのみならず、其の長くなつた結果は、餘程難しい局面に直面致さねばならぬのではないかと、我々は此のことを豫め充分に覺悟致し、確りと腹を据えて掛からねばならぬと思ふのであります。即ち、如何に期間が長引かうとも、或は又、前途に如何なる困難が起らうとも、帝國の目的を達成するまでは、國民一致協力、堅忍不拔の心組を以て、斷乎所信に邁進致さねばならぬのであります。勿論、斯く申しましたからとて、私共が戦を好むものでないことは、いふまでもない處であります。又、一旦戦火の間に相見えまして、一日も速かに終を收めることを冀つて居りますことも、これ又申すまでもない處であります。

我帝國が今回決然蹶起致したのは、否、蹶起せざるを得なく相成りましたのは、領土とか、利

權とか左様なものを目的とした卑劣な考へから出發したものではないのであります。我々は、暴戾恣虐なき支那軍の態度を憎むものであります。國民政府の政權強化、國內統一の具に供せられた排日抗日の思想を排斥するものであります。而して又、恐るべき赤化の魔手―魔の手に對しては、斷乎これを排撃するものであります。然し乍ら、多數の善良なる支那民衆は、決してこれを敵とするものではないのであります。畏くも

明治天皇は

國のためあなす仇はくたくとも

いつくしむへき事な忘れそ

と、御製遊ばされてをります。斯くして我々の念願致すものは、彼と我との提携であり、共存共榮であります。而して又、東亞の平和、東亞の安定であり、延いては世界平和の確立、正義人道の具現であります。更に言ひ換へれば今回の我軍の行動は實に世界人類の正義の要求に適ふものといふべきであります。畏くも、先般帝國議會の開院式に當りまして賜はりました優渥なる勅語の中に、

「帝國ト中華民國トノ提携協力ニ依リ東亞ノ安定ヲ確保シ以テ共榮ノ實ヲ舉グル」ことは、夙夜、大御心を注がせ給へる處であると仰せられて居りまするが、此の大御心の御趣意こそ、我帝國の一

貫した國是、一貫した方針でありまして、我々國民たる者は、此の大御心を奉戴致し、一日も速かに宸襟を安じ奉らねばならぬと存するのであります。

政府が、此の度、國民精神總動員の運動を起すことと致しましたのも、亦、官民一體、億兆心を一致しまして、愈々皇運を扶翼し奉らんとする趣旨に出でたものに外ならないのであります。

近年は至る處で非常時、非常時といふ聲を聞きます。然し乍ら、私の見る處を以て致しますれば、今日程の非常時は、見方に依つては、未だ嘗てなかつたと申しても差支ないと思ふのであります。此の様な非常時局に當りましては、國民は、眞に「舉國一致」、「盡忠報國」の精神を鞏く致し、所謂「堅忍持久」飽くまでも、大國民として立派な態度なり心構なりを示さねばならないのであります。これは決して「氣持の持ち様」といふ程度の、生やさしい考へてはならないのであります。我々は、公の生活の上にも、私の生活の上にも、はつきりと實行に移して参らねばならぬのであります。

社會の總ての人々、都市といはず、農村といはず、漁村といはず、老若男女の別を問はず、全國隅々の各家庭の中まで、悉くこれが滲み通り、全國民が打つて一丸となつて「事に當る」といふことでなければならぬのであります。凡ゆる人々が、各々其の持場持場に應じ、又、其の力に應じ、其の全能力を發揮して、公に奉ずるといふことでなければなりません。

今や、我將兵諸士は、北支に南支に、或は又中支に、凡ゆる困苦缺乏を忍びながら、奮戦中であります。私共は、此の將兵諸士に對して、心からなる感謝の念を禁じ得ないのであります。私共は、こ

れらの將兵諸士に本當に心安らかに、皇國の爲、正義の劍を振つて貰ふ様に致さねばならぬのであります。即ち彼等が露營の夢に結ぶ遙かなる故郷の人々に付いて、決して心配をさせないことが第一であります。所謂銃後の護り、これは、第一線の將兵諸士に對する眞の感謝の現はれと申すべきであります。先程も申述べました様に、此の度の戦は、相當に長期に亘るものと覺悟致さねばなりません。従ひまして、銃後の護りに付いても、私共は、充分に永續させるといふこと、即ち徒らに一時の感激や興奮に終らせるといふ様なことなく、出征將兵諸士の遺家族の慰問、生活の扶助、或は家業のお手傳ひ等に付いて、其の必要のなくなりましますまで、何年でも、引續いて世話をするといふことでなければならぬと存するのであります。由來我國には、隣保相扶或は隣保共助といふ言葉があります。御近所の人々が、互に助け合つて行くといふ美風であります。此の美風は、今日の様な時節にこそ、最も力強く發揮せらるべき時であると信するのであります。皆様は、先年來、準戦時豫算であるとか、戦時經濟であるとか、非常時財政であるとかいふ言葉を聞かになつて居ることと存じます。昭和十二年度の豫算の金額は、既に新聞紙上等で御承知のことと存じますが、今まで嘗て見たことのなかつた様な膨大な數字を示して居るのであります。此の結果は、直接間接に、皆様の日常生活にも響いて参ります。税金の負擔も殖えて参ります。買物の値段も或る程度までは騰つて参るかも知れません。日常生活に是非必要であるといふもの——即ち生活必需品——此の種のもの以外の、所謂贅澤品、或はこれに類したものを使ふことは、暫く我慢をして頂かねばならぬといふことにも相成りませう。又、

出來得る限り、國産品を使用し、外國の品物は差控へる、かういふことにも、相成らうかと存じます。非常時の財政經濟の政策を實施致して参ります途中には、經濟界にも産業界にも色々變化が起つて参ります。國民各位は、よく現在の時局を認識せられまして、如何なる變化が起りまして、常に心の内に餘裕を持つて、これに對するといふことであつて欲しいのであります。と同時に又、これ等の變化の波に乗つて、暴利——理窟に合はない利益——を貪つたりする様な、不心得な方は、萬あるまいとは存じます。が、偶々私利私慾の爲に、大局を忘れ、暴利取締に觸れるといふ様な人々が、若しありとすれば、これは大國民として、誠に恥かしい次第であります。

又、今回の事變の經費を賄ひまする爲、多額の公債が發行せられるのであります。國民各位は、出來得る限り無駄な費用を節約して、これに應募致し、以て愛國の至誠を示されたいのであります。戰國の進行を圓滑ならしめ、又、其の効果を一層大きく致す爲には、軍需品の供給を豊富に致すことは、缺くべからざる處であります。處でこれが爲には現在の我國の生産力や生産設備では、決して充分とは申し得ないのであります。生産力の擴充といふことが、叫ばれます。所以は、茲にある譯であります。これ等の産業に携つて居られる労働者諸君も、或は又、資本家諸君も、總て一體となつて、生産の能力を、一杯に働かせるといふことに、力を致し、所謂勞資協力、産業報國の實を擧げて頂きたいと存するのであります。

尚又、私共が茲に特に氣を付けて居らねばならぬものに爲替相場といふものがあります。これは御

承知の通り、現在では、對英一志二片といふことに相成つて居り、政府は此の相場を維持することに、努力致して居るのであります。が、此の爲替相場といふものは、我國の經濟力を、外國がどの程度に信用して居るかといふことを示す物指のやうなものであります。これが崩れましては、我國の經濟界といはず産業界といはず、或は又、貿易に致しまして、大變な打撃を受けることに相成ります。國際收支の均衡或は改善といふ様なことが言はれますのは、此の邊のことであり、私共は、これ等の點を充分に頭の中に置きまして、今日の時局柄、我慢の出來るもの、節約の出來るものに付いては、能ふ限り輸入を差控へ、時局の要求するもの、即ち軍需關係のもの、或は國外に輸出する品物の材料原料等の輸入に事缺かぬ様に致し度いのであります。

次に、私は資源の愛護といふことに付いて、一言觸れて置き度いと存じます。我國の資源が、豊富であります。今更私から申述べるまでもないことと存じますが、私共は、此の資源を出來得る限り有効に、能率的に使用し、同時に又、將來を考へまして、これを蓄積致して置くといふことに意を用ゐなければならぬと考へるのであります。これが爲には、或は、消費の抑制、代用品の使用、廢物の蒐集、利用とか發明發見に努力致しますとか、國防に有用な品物を献納致しますとか、各種の方法が考へられるのであります。此の邊のことも、充分に心に留めて置いて頂き度いと存じます。以上、段々と細かなことを申述べましたが、要は、總て己を空しうして公に奉ずるといふことであります。今日の難關は、我帝國の生成發展、躍進途上に横はる難關でありまして、我々は、如何にし

ても、これを乗り越えて行かねばならぬのであります。千歳一遇とも申すべき此の艱難の時局に遭遇し、眞に日本國民の力をはつかりと示す機会を恵まれましたことは、國民として、寧ろ本懐と致さねばならぬ處であります。

今や、我が忠勇なる將兵諸士は、我日本民族我帝國の高遠なる使命達成の爲、其の身を鴻毛の輕きに比して、奮戦中であります。これ等將兵諸士の勞苦を思ひ、崇高なる犠牲を想ふの時、我々銃後を護る者の責任の誠に重く、且又、誠に大なるものあることを痛感致しますと共に、彼等將兵諸士の心を心と致しまするならば、我々は如何なる負擔を荷ひ、又、如何なる犠牲を拂ひませうとも、自ら進んでこれを甘受せんとする勇猛心の湧然として湧き出づるを禁じ得ないのであります。私は、これこそ眞の日本精神の發揚であると考えざるのであります。畏くも

明治天皇に於かせられましたは

國をおもふみちにふたつはなかりけり

軍の場にたつともたたぬも

と御製遊ばされて居ります。私共は、此の大御心を奉戴し、國民精神總動員に向つて邁進せねばならぬと考へるのであります。國を愛するの心は、力であり、光であります。日本精神の發揚、國民精神の總動員、これを私は國民各位に向つて、此の席より力強く呼び掛け度いのであります。

安井文部大臣演説

(昭和二年九月二日
於日比谷公會堂)

先般の帝國議會開院式に方しまして、時局に關し特に優渥なる勅語を賜はりましたことは、洵に恐懼感激の至りに堪へぬ所であります。

畏くも、天皇陛下にあかせられましたは、東亞の平和にいたく軫念あらせられ、帝國の需ふ所を明かにせられ、國民の進むべき道をお示し遊ばされたのであります。私共國民一同は謹んで聖旨を奉體し、速かに宸標を安んじ奉らねばならぬのであります。今回の事變は其の因つて來るところ甚だ遠く且つ深く、支那政府が多年に亘り國內統一と自己政權の強化の具に供した排日抗日の教育並に政策が基となり赤化の魔手が背後に加つて更に深刻となつたのであります。従つてその前途も遽に豫斷を許さないものがあります。然しながら事變の推移が如何にあらうとも國民は舉國一致、盡忠報國のまごころを致し、あらゆる難關を突破して勇往邁進しなければならぬことは申すまでもない所であります。

この度の事變が勃發するや、忽ちにして億兆一心の實が昂まり、國民の決意が固められ、一意時艱の克服に當りつゝあります事は、御稜威の然らしむる所でありまして、感激に堪へない次第であります。支那各地に出動せる忠勇なる皇軍將兵諸士が粉骨碎身あらゆる辛苦をものともせず、死を決して陸に海に空に、皇軍の威力を遺憾なく發揮してをりますことは國民全體に深き感奮と感謝の念とを強く

湧き立たせてゐるのであります。又國民統後の赤誠は日に増し昂まり或は恤兵に、或は國防獻金に、出征將兵への慰問品に、出征者の家族扶助に現はれ、全土に充ち溢れてゐるのであります。

國民のこの精神的、物質的の一切を擧げての支持は内に在つては當局を鞭撻して有効適切なる時局對策を確立せしめ、外に在つては我が陸海軍將兵諸士をして後顧の憂なく皇軍の威力を發揮せしめる推進力たるのであります。

我が國は古來幾度か難局に遭遇したのでありますが、決してこれに屈することなく、その都度一致協力してこれに當り上御一人の御稜威の下に盡忠報國の誠を竭し、以て今日の隆昌を來したのであります。遠くは元寇の役と云ひ、近くは日清、日露の役と云ひ如何なる難難をも克服して來たことは國史の示すところであります。

この全國民の心が一つに結ばれる舉國一致の由つて來たる所、實に萬邦無比なる我が國體に淵源するものである事を思ふ時、我々は日本臣民たるの有難さを今更ながら深く感ずるのであります。

我々國民には忠勇なる祖先の血が流れ、その心には傳統の精神が宿つてをります。偉大なる業績を歴史に印せる我等の祖先に依つて我々は育まれて來たのであります。今やこの貴き國民精神を十分に發揮しなければならぬ重大時期に際會したのであります。この國民精神の前には如何なる難難危局も克服せられなければ息まないものであります。

今日の時局に直面した我々は先づ第一にかゝる忠君愛國、盡忠報國の傳統的精神を振ひ起し、これ

を國民生活の日常に具現せしめ、國民の現實生活に浸透せしめて、統後に於ける國力の根幹を培ふべきでありまして、この時局が永續すればする程、我々國民は益々確固たる信念と決意とを持つて進まなければならぬのであります。

かくの如くにして我々は大いに國民精神を昂揚し國民志氣の振作を圖らなければなりません。之が爲には社會の風潮を一新して質實剛健進取の風を刷致し、一段と國民生活を眞摯ならしめ、苟くも輕佻浮華、萎靡退嬰の風があつてはならぬのであります。若しこれ國民志氣が弛緩頹廢せんか、これこそ國民活動の源泉を枯渇せしめ、その活力を消磨せしめることになるのであります。

我々は今後相次いで起るであらう如何なる難局をも斷乎としてこれを克服し、打開するの實力を涵養して置かなければならぬのであります。常に不撓不屈の力を以て、沈着事に當ることを心掛けなければならぬのであります。我が國民性は熱し易く醒め易いと云はれますが、我國の史實に照らしみると、これは輕々しく左様に斷言する事は出來ないと思ひます。例へば元寇の役に就いて見ましても、その發端より終末迄は實に數十年の長年月に亘り、舉國一致、堅忍持久よく國難を克服したのであります。我々はこの祖先の遺業を顧み、この度の事變に當つても一時的興奮に驅られることなく、又如何なる難難にも屈することなく、我が帝國の大使命たる東亞の平和を確保し世界平和確立の大理想を實現しなければならぬのであります。

今回の事變は今後情勢如何に依りましては相當長期に亘ることも有り得ることを覺悟しなければな

りませぬ。然しながらたとへ如何に長期に亘るとも、堅忍不拔の精神を強化し、如何なる困苦缺乏にも堪へる心身の鍛錬を爲すことは極めて必要であると存じます。これがためには生活態度を反省して、享樂的、頹廢的乃至逃避的氣風を斥けて勤儉力行し、思ひ上つた心持を捨てつゝしみある謙讓な態度に立歸り、功利主義に墮することなく道義之れ重しとする心構へを鍛錬しなければならぬと存じます。

最初に申上げました如く、今次の事變に當り、我が國民は時局の重大性を認識し、精神力、物質力、一切を傾注して之に當る用意を有する事が必要であります。我々は皇軍の將兵諸士が日夜戦線に奮闘せられつつあるその忠義の精神と實績とを直ちに國內に在る銃後の我等の日常生活に移し、銃後の護りが戦線の忠誠に劣らざらんことを期すべきであります。

元來我々國民は何れも地位職業の如何を問はず、各自その持場持場に依り、職分に應じ職業を通して國を背負つて立つて居るのであります。それでありますから、例へば農業に従事する者は農業に、商業に従事する者は商業に、教育者は教壇に、官公吏は役所に、夫々その職務の全能率を發揮し、私を制し公に就く心構へを持つて協力一致國力の充實、伸張に寄與致しますことがこれ取りも直さず銃後の忠誠を盡す所以に外ならぬのであります。殊に事態の推移によつては、當然事變は長期に亘る事を豫想せねばならぬのでありますから、之に對處する國民の覺悟並に態度は、あくまで眞剣に、あくまで着實に、例へば動かざること山の如き堅固さを以て足を大地にふみしめ、日常の生活、日常

の業務の中に浸透しなければなりません。この意味に於いても國民は最も沈着なる心持と不動の信念とを以てその日常の業務に精勵し、これに依つて國力の根柢を培ふ事が肝要なのであります。要するに今日の時局は、全國民の自發的な能動的な協心戮力が凝つて之を打開し得るのであります。これ今回官民一體となつて一大國民運動を展開せんとする所以なのであります。

以上は今回官民一致の下に行はれんとする國民精神總動員の内容の一端を、文教に携はる者と致しまして申述べたのであります。我々は現下我が國の直面せる時局の重大なる意義を十分認識してこれに對處する決意を固め、老若男女の別なく、總て積極的に協力して夫々最も適切なる實行方法を樹て眞に舉國的な、而も持久力ある大國民運動たらしめ、國民打つて一丸となり國策の遂行、所期の目的達成に邁進するの實を擧げ、以て聖旨に應へ奉らねばならぬと存する次第であります。

昭和十二年十月六日印刷
昭和十二年十月十日發行

内 務 省
内 務 省
文 部 省

東京市麹町區麹町五丁目
印刷人 杉 田 彌 太郎
東京市麹町區麹町五丁目
印刷所 杉 田 屋 印刷 所

本書の大きさは國定規格A5判

I-0715

0499

I-0715

0498

縣丁4.8.1.8...

省 部 文

會計課

發社一九〇號

昭和十二年十月十二日

外務省文書課長 殿

文部省社會教育局 長

國民精神總動員ポスター送付ノ件

標記ポスター別途 標(二種)送付致シタルニ付貴廳内及貴

省所管官衙營造物等ニ適宜配布方御取計相煩度

國民精神總動員ポスター送付ノ件

昭和十二年十月拾參日接受

I-0715

0499

情報部

第三課長

兵警書発秘第二七八號

昭和十二年十月十二日

昭和十二年拾月拾四日接受

第一課

第二課

仲内

兵庫縣知事

岡田 周

大正

近衛	馬場	廣田	賀屋	杉山	米内	塩野	安井	中島	永井	吉野	有馬	大谷
文	鏖	一	教	宣	元	政	彦	英	知	柳	信	次
殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿

内務省警保局長
内閣情報部長
殿

國民精神總動員實施狀況ニ
関スル件

本縣ニ於テハ政府ノ方針ニ基キ緊迫セル
現下ノ時局ニ対處スルト共ニ今後持續スベ
キ時艱ヲ克服シテ愈々皇運ヲ扶翼シ奉
ル為メ直ニ拳縣一致堅忍不拔ノ一大國民
精神運動ヲ實施スベク其ノ大綱ヲ得本月
二日國民精神總動員兵庫縣實行委員會ヲ

I-0715

0501

開催シ其ノ答申ニ依リ左記實施要綱ヲ
決定セルヲ以テ今月六日付縣下各市町
村長並ニ學校長宛速カニ本綱領ニ從ヒ
最モ適切有效ナル運動ヲ實施スベク通
牒シ更ニ今月四日及九日ノ兩回ニ涉リ
國民精神總動員地方別授議會開催方ニ
付或ハ強調週間實施方ニ関シ關係方面ニ
通牒スル等之ガ實踐ノ徹底ヲ期スルト
共ニ官民一體トナリ所期ノ目的達成ニ
邁進中ノ状況ニ有之
右及申報候也

一 趣旨

国民精神総動員、實施要項

皇國一致堅忍不拔、精神ヲ以テ現下ノ時局ニ對スルト共ニ今後持續セシメギ時
艱ヲ克服シテ會戰ニ皇運ヲ扶翼シ奉ル爲官民一體トナリテ一大國民運動ヲ起サ
ントス

二 運動の目的

「皇國一致」畫表報告ニ、精神ヲ鞏ウレ事能カ如何ニ收買シ如何ニ長期ニ
亘ルニ堅忍持久ニ終ニ困難ヲ打倒シテ所期ノ
目的ヲ貫徹スギ國民ノ決意ヲ固メセガ爲父母ナル國民、徹底ヲ期ス
ルモノトス

三 實施事項

運動綱領

日本精神、祭場

實施要目

具體的實行事項

神社参拝祈願（日十五日并連夜、同體部落等）
家庭ニ朝夕神伴禮拜又ハ選擇
神饌町ノ設置（市町村部落部等）
祝祭日、本義徹底（家庭ニ於ケル行事ノ執行）

社會風潮ノ一新
（堅忍持久精神涵養）

一 不動精神鍛鍊

（必勝信念堅持
對敵心構、訓練）

御聖徳、御坤徳、謹詠
御製御歌、謹詠

併々上ニ同席國議會、同席式、賜リタル勅語奉讀
九月如日内閣告諭、朗讀

日本精神、昂揚ニ資スギ國民歌詩ノ高唱
非常時美談（少動將兵遺愛表鏡後活動等）
講話

武道相撲、強行場、家庭体操、同席操（ラシオ
體操、皇國体操、軍國体操等）

力持、綱引、登山、ハイキング、水泳等
冷水摩擦、冷水浴等

靜座、坐禪
戰勝祝賀、記念行事（演習、演說）
國家機密ヲ守ルコト

流言蜚語ニ迷ハヌコト
事変ノ内ニ言動ヲ特ニ慎ムコト
防空訓練

②困苦欲_ニ堪_ル心身 鍛鍊	①勤儉力行	鏡劍術、護身術、蹴鞠術（徒手格闘技拙者） 平常以上、勤勞（早起、夜業等） 時、亭、園、時、勵行 家庭、整理、整頓 儉儉生活、勵行 掛買、率止 深養、食、番、及 服裝、改善（華美、衣服、率止、洋服、會服、作業服等、着用） 冠、簪、簪、糸、改善 虛禮、率止 尊、會、改善 不、健、身、室、内、遊、戯、率止 無、厭、排、除 永、成、年、者、飲、酒、喫、煙、絶、滅 青、年、頭、髪、丸、刈、奨、勵 虚、飾、率止（指、飾、ネ、ク、タ、イ、ヒ、ン、等）
③小_ヲ捨_テ大_ニ就_ス 精神、體、現 ④各人、職、階、循	③樂、節、制	相、剋、排、除、緊、争、之、理、解、決 代、儘、勝、手、排、除 次、議、申、合、事、項、等、最、守 公、租、公、課、完、納 各、自、業、務、率、勵 公、務、公、職、精、勵 他、業、務、率、勵 業、務、間、協、調 出、勤、時、間、家、族、慰、問（家、庭、訪、問、慰、問、會、慰、問、出、勤、等） 出、勤、時、間、家、族、業、務、奨、勵（勞、力、奉、仕、業、資、金、融、通、各、種、幹、旋、等） 出、勤、時、間、家、族、自、身、擔、輕、減（公、課、夫、役、之、權、是、等） 出、勤、時、間、家、族、就、職、幹、旋、及、投、産 出、勤、時、間、家、族、其、他、慰、問、出、勤、等 傷、疾、軍、人、就、職、幹、旋、及、投、産 戰、役、者、慰、靈、祭 戰、役、者、墓、参、り
後、後、援、強、化、持 出、勤、時、間、感、謝、及、後、援、普、及、徹、底	②祖、國、者、慰、靈、家、族、慰、問、向、家、族、助、助	後、後、援、強、化、持 出、勤、時、間、感、謝、及、後、援、普、及、徹、底

注意

凡、本館實行欄ニ例示セル實行事例ハ市町村部落學堂、各種
体及銀行、会社、商店、工場等ノ職場等ニ於テハ實行事項未
ノ参考トシテ例示シタルモノ一之ヲ決定ニ付テハ本事例ヲ令
考ヘテ從來ノ申合セ事項其ノ他適宜ナル事項ヲ夫夫ノ事情ニ
即テ選定シ一致協力其ノ普及徹底ヲ期スルコト

四、實施方針

實行事項ヲ自奉的能動的ニ實踐スルコト

盡忠報國ノ至誠ヲ日常ノ業務及ビ生活ニ具現スルコト

五、實施方法

一、官民合同ノ「國民精神總動員兵庫縣實行委員會」ヲ
組織スルト共ニ之ト協力シテ政府及中央委員會ト連絡ヲ図リ以テ本
運動ヲ實施ス

二、市町村ニ於テハ市町村長中心トナリ各種団体等ヲ總動員シ綜

合的ニ本運動ノ實施計劃ヲ樹立シ更ニ部落又ハ町内毎ニ實
行事項ヲ定メ之ヲ實踐ニ努メ各家庭ニ至ル迄之ヲ滲透セシハ
コト

三、學校ニ於テハ學校毎ニ適切ナル實施計劃ヲ樹立シ縣及市町
村ト連絡シテ之ヲ實踐ヲ図ルコト

四、各種団体ハ其ノ使人中ニ應ジ団体等ニ適切ナル計劃ヲ樹
立シ縣及市町村其ノ他ト密接ナル連絡ヲ保テ所屬員ヲ
督勵シテ其ノ實ヲ舉ゲルコト

五、諸会社、銀行、商店、工場、鉱山等、職場ニ於テハ其ノ責任者
ニ於テ實施計劃ヲ樹立シ市町村其ノ他ト連絡シテ之ヲ實施
スルコト

六、各種言論機關ニ對シテハ本運動ノ趣意ニシテ懇談シテ其ノ積
極的協力を求めルコト

又文藝、音楽、演藝、映画等關係者ノ協力を求めルコト

八、ラジオ利用ヲ図ルコト

六、實施順序

第一期

(自十月一日)

事業ノ意義ト國民ノ覺悟ヲ強調(國民精神總動員ニ趣旨徹底)

◎縣ニ於テ行フモノ

1. 知事告諭

2. 國民精神總動員長官縣實行委員會設置

3. 實行委員會ノ開催

4. 言論機關トノ懇談會

5. 神職、宗教家等ノ協議會

6. 興業主懇談會

7. 學校長ノ開催 (學校ニ於テハ實施計劃ノ樹立)

8. 縣單位各種団体ノ協議會

9. 大講演會及協議會

10. 会場 五市

出席者

「協議會」

市長、區長、學校長、社会教育委員、各種団体幹部

「講演會」

協議會ニ出席セル者 一般市民

講師

政府及中央委員會ヨリ派遣

10. 各部講演會協議會並映画會

1. 会場 各部一箇所

出席者

「協議會」

町村長、學校長、社会教育委員、各種団体長並幹部

「講演會」

協議會ニ出席セル者 一般町村民

講師 陸海軍其ノ他

11. ホスタ作製及配布

12. 時局ニ関スルパンフレット配布

13. 時局ニ関スル歌謡配布

14. 映画班ノ派遣

◎市町村其ノ他ニ於テ行フモノ

1. 市町村ニ於ケル實施計劃ノ樹立
2. 講演及協議会ノ開催
3. 部落ニ於テ實行事項ノ決定 (部落常会ノ設置)
4. 部落別時高講演会
5. 各學校ニ於テ適切ナル實行計劃ノ樹立
6. 各種団体、協議会、講演会等ノ開催實行計劃ノ樹立
7. 会社、工場、銀行、商店等ノ職場ヲ單位トスル講演会並ニ實施計劃ノ樹立
8. 出征軍人「母(妻)の会」ノ開催

第二期 (自十月十三日)

事業ト生活ヲ強調

- ① 縣ニ於テ行フモノ
1. 縣下共通實行事項ヲ定メテ實行ノ強調
2. リフレントノ配布
3. 映劇班ノ派遣
- ② 市町村其ノ他ニ於テ行フモノ

1. 縣ノ共通實行事項ノ勵行
2. 市町村ノ實情ニ即シテ適當ナル事項ヲ定メテ實行
3. 工場、会社、商店、鉱山等ノ職場ニ於テ夫々適當ナル事項ヲ定メテ實行
4. 學校各種団体ニ於テ夫々適當ナル事項ヲ定メテ實行
5. 神社、寺院、教会等ニ於テ夫々適當ナル事項ヲ定メテ實行

第三期 (十月二十日以後)

事業ト實踐

- ① 縣ニ於テ行フモノ
1. 出征軍人家族慰問及戦病死者墓参
2. 縣主催、慰靈祭
3. 本縣出征將兵ニ慰問状、慰問品奉送
4. 戦後活動美談集印刷配布
5. 縣下出征勇士殊勲集ノ刊行
6. 映画班ノ派遣

◎市町村其ノ他ニ於テ行フモノ
市町村、部落、各學校、銀行、人會社、工場等ノ職場
毎ニ既定實行事項ノ實行ノ徹底ヲ期スルコト

(以上)

I-0715

05 10

I-0715

05:11

國民精神總動員兵庫縣實行委員會委員名簿

國民精神總動員兵庫縣實行委員會

I-0715

05 12

國民精神總動員兵庫縣實行委員會委員一覽(順序不同)

會長		委員	
兵庫縣知事	岡田周造	第十師團司令部附少將	波田重一
帝國在兵庫縣支隊司令官	小松二郎	帝國在兵庫縣支隊司令官	奧村勸
帝國在兵庫縣支隊司令官	梶本金平	帝國在兵庫縣支隊司令官	福地金
神戶地方裁判所檢察正	遠藤常壽	神戶地方裁判所檢察正	中村孝次郎
神戶中央郵便局長	中野武男	神戶中央郵便局長	鈴木治光
大阪鐵道局工務部長	鈴木治光	大阪鐵道局工務部長	安岡正光
兵庫縣書記官	額田彌三	兵庫縣書記官	石井錦樹
兵庫縣書記官	奧田久七郎	兵庫縣書記官	西田義一
地方技師	勝田銀次郎	地方技師	有田寺俊信
姫路市市長	勝田銀次郎	姫路市市長	青木雷三郎
明石市市長	青木雷三郎	明石市市長	古川岩太郎
西宮市市長	古川岩太郎	西宮市市長	圓尾幸藏
兵庫縣町村長會會長	瀧川儀一	兵庫縣町村長會會長	中野徹太郎
貴族院議員	濱野徹太郎	貴族院議員	永江一夫
衆議院議員	大久保直次郎	衆議院議員	西岡安左衛門
衆議院議員	細田忠治郎	衆議院議員	上田慎治
兵庫縣市部會議議長	山內佐太郎	兵庫縣市部會議議長	川上準一
兵庫縣市部會議議長	野澤實之助	兵庫縣市部會議議長	山脇延吉
兵庫縣市部會議議長	田中泰造	兵庫縣市部會議議長	藤井三郎右衛門
兵庫縣市部會議議長	小笹耕吉	兵庫縣市部會議議長	小笹耕吉
兵庫縣市部會議議長	末高興次郎	兵庫縣市部會議議長	後藤吉也
兵庫縣市部會議議長	菊地芳吉	兵庫縣市部會議議長	川崎兼芳
兵庫縣市部會議議長	八馬兼芳	兵庫縣市部會議議長	八馬兼芳
兵庫縣市部會議議長	榎並充造	兵庫縣市部會議議長	榎並充造
兵庫縣市部會議議長	田村顯三	兵庫縣市部會議議長	吉井良晃
兵庫縣市部會議議長	飯田良傳	兵庫縣市部會議議長	奧村拓治
兵庫縣市部會議議長	井手元治	兵庫縣市部會議議長	平生三郎
兵庫縣市部會議議長	友田一三郎	兵庫縣市部會議議長	細見慶吉
兵庫縣市部會議議長	八木林作	兵庫縣市部會議議長	八木林作
兵庫縣市部會議議長	黒瀬久香	兵庫縣市部會議議長	田崎しげ子
兵庫縣市部會議議長	川西房子	兵庫縣市部會議議長	小松豐子
愛國婦人會兵庫縣支部	牛尾絹枝	愛國婦人會兵庫縣支部	牛尾絹枝
大日本國防婦人會神戶本部	進藤信義	大日本國防婦人會神戶本部	進藤信義
神戶新聞社	加藤芳助	神戶新聞社	加藤芳助
大阪朝日新聞神戶支局	平井常次郎	大阪朝日新聞神戶支局	平井常次郎
大阪毎日新聞神戶支局	井上輝二	大阪毎日新聞神戶支局	井上輝二
株式會社神戶製鋼所	鑄谷正輔	株式會社神戶製鋼所	鑄谷正輔
株式會社神戶製鋼所	田宮嘉右衛門	株式會社神戶製鋼所	田宮嘉右衛門
三菱重工株式會社	松井小三郎	三菱重工株式會社	松井小三郎
	川西清兵衛		川西清兵衛
	岡崎忠雄		岡崎忠雄
	牛尾健治		牛尾健治

I-0715

05:13

尼崎市長	明石市長	西宮市長	兵庫縣町村長會長	兵庫縣町村長會副會長	貴族院議員	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	兵庫縣議會議員	兵庫縣市部會議議長	兵庫縣郡部會議議長	神戸市會議議長	神戸商業大學校長	兵庫縣立明石中學校校長	神戸商業青年學校校長	明石尋常高等小學校校長	兵庫縣農會會長	產業組合中央會兵庫支會會長	兵庫縣畜產組合聯合會會長	兵庫縣養蠶業組合聯合會會長	兵庫縣山林會會長	兵庫縣水產會會長	兵庫縣輸出組合協會會長	兵庫縣商業組合協會會長	工業組合中央會兵庫支部會長	兵庫縣工業會會長	兵庫縣銀行同盟會會長	神戸商工會議所	神戸貿易同志會	兵庫縣神職會	兵庫縣神道各教聯合會	神戸市佛教聯合會	兵庫縣教化團體聯合會	海軍協會兵庫縣支部	兵庫縣教育會	兵庫縣消防協會	兵庫縣醫藥師會	兵庫縣聯合青年團	兵庫縣女子青年團	兵庫縣婦人會	愛國婦人會兵庫縣支部	大日本國防婦人會神戸本部	大日本國防婦人會播州本部	神戸新聞社	神戸又新日報社	大阪朝日新聞神戸支局	大阪毎日新聞神戸支局	株式會社川崎造船所	株式會社神戸製鋼所	三菱重工業株式會社																									
有吉實	青木雷三郎	蔭山品次郎	古川岩太郎	圓尾幸藏	瀧川儀作	中井一夫	濱野徹太郎	永江一夫	大久保直次郎	西岡安左衛門	細田忠治郎	上田實	田嶋慎治	山内佐太郎	川上準一	野澤實之助	山脇延吉	田中泰造	平林紋次	藤井三郎右衛門	小笹耕作	小畑種吉	末高興次郎	後藤吉也	菊地吉藏	川崎芳熊	八馬兼介	榎並充造	田村顯三	吉井良晃	工藤演二	飯田良傳	奧村拓治	井手元治	平生飢三郎	友田一郎	細見慶吉	八木林作	黑瀬久香	田崎しげ子	川西房子	小松豐子	牛尾絹枝	進藤信義	加藤芳助	平井常次郎	井上輝二	鑄谷正輔	田宮嘉右衛門	松井小三郎	川西清兵衛	岡崎忠雄	牛尾健治																						
幹事																																																																											
宮田爲益	田中眞次	齋藤武雄	鹽谷勇	右田鐵四郎	田口英太郎	吉富滋	鈴木鐮太郎	木村増次郎	中村力松	大內昇	原田淺治	大谷滉	樽谷義三	河野寔敏	兵庫縣總務部地方課																																									兵庫縣學務部社會教育課										主務部課									

I 4. 5. 1. 8

昭和十二年十月二十日

國民精神總動員中央聯盟理事 香坂昌康

殿

聲明書並參考印刷物送附ノ件

御參考ノ爲標記印刷物御送附申上候條御受納被下度

同封込印刷物に
御送附の件
香坂昌康

I-0715

05 15

昭和十二年十月

國民精神總動員中央聯盟聲明書

附 結成經過・規約・加盟團體・役員一覽

國民精神總動員中央聯盟

I-0715

05 15

聲 明

曩ニ第七十二回帝國議會ノ開院式ニ當リ畏クモ優渥ナル 勅語ヲ下シ
賜ヒ今次事變ニ對シ皇國ノ嚮フ所ヲ明ニシ國民ノ進ムベキ道ヲ示シ給フ
聖慮深遠恐懼措ク能ハザル所ナリ

我方國ハ隣邦唇齒ノ誼ヲ厚ウシテ東亞ノ安定ヲ圖リ世界平和ノ基ヲ確立
スルヲ以テ不動ノ國是トナス 然ルニ支那現政權ハ我方眞意ヲ解セズ容共
抗日ヲ以テ其ノ政策トナシ道義ヲ無視シ頻ニ事ヲ構ヘ終ニ今次事變ノ發生
ヲ見ルニ至レルハ最モ遺憾トスル所ナリ 事茲ニ至リテハ斷乎トシテ其ノ
非ヲ匡シ禍根ヲ剪除セザルベカラズ 是レ我方皇國ノ崇高ナル使命ヲ遂行
スル所以ニシテ之ヲ以テ侵略トナスガ如キハ誣罔モ甚シトイフベシ
今ヤ我將兵ハ忠勇義烈着々トシテ戰果ヲ收メ銃後ノ國民亦各々奉公ノ至
誠ニ燃ユ 是レ一ニ 御稜威ノ然ラシムル所ニシテ洵ニ感激ノ至リニ堪

I-0715

05:17

ヘズ 然リト雖現下ノ國際情勢ハ複雑微妙ヲ極メ事態ノ推移眞ニ逆觀スベカラザルモノアリ 國民ハ此ノ容易ナラザル時局ヲ洞見シ益々日本精神ヲ昂揚シテ今後事態ガ如何ニ展開シ如何ニ長期ニ亘ルモアラユル困難ニ對處スルノ覺悟アルヲ要ス

政府ハ時局ニ鑑ミ今回國民精神總動員ナル一大國民運動ヲ起シ我ガ尊嚴ナル國體ニ基キ愈々盡忠報國ノ精神ヲ振作シ之ヲ國民日常生活ノ實踐ニ具現シ以テ所期ノ目的ヲ貫徹セントス 是レ蓋シ國民ノ總意ナリ 我等茲ニ國民精神總動員中央聯盟ヲ結成シ 聖旨ヲ奉體シ國體ノ本義ニ則リ舉國心ヲ一ニシ堅忍持久時艱ヲ克服シテ皇國ノ大使命ヲ達成シ以テ 皇運ヲ扶翼シ奉ランコトヲ期ス

昭和十二年十月十二日

國民精神總動員中央聯盟

結 成 經 過

政府ニ於テ國民精神總動員ノ大運動ヲ起サルルヤ、其ノ趣旨ヲ達成スル爲、強力ナル外廓團體ヲ結成セラルルコトナリ、九月二十七日、馬場內務大臣・安井文部大臣・風見內閣記書官長ハ內務大臣官邸ニ伯爵酒井忠正・子爵岡部長景・男爵井田磐楠・松井茂・小泉六一・香坂昌康・藤原銀次郎・中川望・月田藤三郎ノ八氏ヲ招キ本中央聯盟設立ノ發起人タルコトヲ求メラル。一同承諾ノ上直ニ發起人會ヲ開キ、中央聯盟規約案ヲ作製スルト共ニ本聯盟ニ加盟ヲ勸奨スベキ諸團體ノ範圍ヲ定ム。

次デ九月三十日內務大臣・文部大臣・內閣書記官長ハ總理大臣官邸ニ、本聯盟ニ加盟ヲ勸奨スベキ團體ノ代表者ヲ招待シ、內務大臣ヨリ發起人會ノ經過ヲ報告シ、加盟方ノ同意ヲ求メ、併テ發起人及ビ聯盟規約ニツキ其ノ承認ヲ求メラル。一同之ニ賛成シ尙中央聯盟結成ノ爲ニ必要ナル一切ノ準備事務ヲ發起人ニ一任セリ。

依テ引續キ發起人會ヲ開キ、規約ニ基キ有馬良橘大將ヲ會長ニ推薦シテ就任ヲ得、會長ヨリ右發起人ノ外ニ小原直・松村謙三・今井健彦・內閣書記官長風見章・內務次官廣瀬久忠・文部次官伊東延吉ノ六氏ヲ加ヘテ、之ヲ本聯盟ノ理事ニ、又香坂昌康氏ヲ會務ヲ掌理スベキ理事ニ、夫々指名サレ、又其ノ後評議員モ會長ヨリ遂次委嘱サレ、本聯盟ノ陣容モ漸ク整フニ至リタレバ、十月九日內

務省地方局ニ假事務所ヲ置き、事務ヲ開始セリ。
十月九日内務省ニ理事會及評議員會ヲ開キ、結成式ニ發表スベキ聲明及結成式ニ關スル事項ヲ決定ス。
十月十二日午後一時日比谷公會堂ニ於テ本聯盟結成式ヲ舉行シ、本聯盟結成ノ趣旨並ニ決意ヲ中外ニ聲明ス。

四

國民精神總動員中央聯盟規約

- 第一條 本會ハ國民精神總動員中央聯盟ト稱ス
- 第二條 本會ハ舉國一致國民精神總動員ノ趣旨ノ達成ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行ヒ及加盟諸團體ノ國民精神總動員ニ關スル事業ノ連絡ヲ圖ルモノトス
- 一 印刷物ノ作製頒布及映畫・レコード等ノ作製ニ關スル指導斡旋等ニ依リ國民精神總動員ノ趣旨ヲ普及徹底スルコト
- 二 講演會ノ開催又ハ講師ノ斡旋及派遣等ニ依リ國民精神總動員ノ趣旨ヲ普及徹底シ又ハ加盟諸團體以外ノ諸團體及本運動實施諸機關ノ活動ヲ援助スルコト
- 三 其ノ他前條ノ目的ヲ達スル爲必要ナル事業
- 第四條 本會設立後本會ニ加盟セントスルモノハ理事會ノ承諾ヲ受クヘシ
- 第五條 本會ノ事務所ハ東京市麴町區内幸町二丁目舊貴族院内ニ之ヲ置ク
- 第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
- 會長 一名
- 理事 若干名

五

I-0715

05:19

評議員 若干名

第七條 會長ハ理事會ニ於テ之ヲ推薦ス
會長ハ本會ニ關スル事務ヲ總理ス
會長事故アルトキハ會長ノ指名シタル理事其ノ職務ヲ代理ス

第八條 理事ハ會長之ヲ指名ス
理事會ハ評議員會ノ議ニ附セラルモノヲ除クノ外本會ニ關スル重要事件ヲ審議ス
會長ノ指名シタル理事ハ本會ニ關スル事務ヲ掌理ス

第九條 評議員ハ加盟團體關係者ノ中ニ就キ會長之ヲ委嘱ス
評議員會ハ本會ニ關スル重要事件ニシテ會長ニ於テ其ノ議ニ附シタルモノヲ審議ス

第十條 理事會及評議員會ハ會長之ヲ招集ス
理事會及評議員會ノ議長ハ會長之ニ當ル

第十一條 本會ニ必要ナル職員ヲ置キ會長之ヲ任免ス

附 則

本會設立當初ノ會長ハ設立發起人ニ於テ之ヲ推薦ス

國民精神總動員中央聯盟加盟團體

(昭和十二年十月十日現在)

所管 會名	所 在 名	役 員
1 全 國 神 職 會	澁谷區若木町一 電話青山(38)〇、六一一	會 長 水 野 鍊 太 郎 主 事 太 田 眞 一
2 全 國 町 村 長 會	四谷區三光町八 中央報德會館内 電話四谷(35)一、八二一	會 長 岡 崎 勉 主 事 福 井 清 通
3 全 國 市 長 會	麹町區外櫻田町 内務省内 都市研究會内 電話銀座(57)五、六一一五、六三九	會 長 川 淵 治 馬 主 事 阿 南 常 一
4 中 央 報 德 會	四谷區三光町八 電話四谷(35)一、八二一	會 長 一 木 喜 德 郎 主 事 松 井 驥
5 選 舉 肅 正 中 央 聯 盟	麹町區内幸町 大阪ビル内 電話銀座(57)六、三八三	理 事 長 田 澤 義 鋪

務					
17時 局 協 議 會	16日 本 藥 劑 師 會	15日 本 齒 科 醫 師 會	14日 本 醫 師 會	13日 本 赤 十 字 社	12全日本私設社會事業聯盟
麹町區内幸町一ノ六 商興ビル内 電話銀座(57)六、〇九七	京橋區銀座六丁目四 交詢ビル内 電話銀座(57)一、九九三一、九九四	日本橋區通一丁目六 電話日本橋(24)三、六七七	神田區駿河臺二ノ五ノ一二 電話神田(25)二、一〇一	芝區芝公園五號地 電話芝(43)一、二〇一、二〇四	麹町區日比谷公園 市政會館内 電話銀座(57)〇、六七七
議長 小井田 磐楠 世話人 小林 順一郎	會長 河合 龜太郎 副會長 石井 絹治郎	會長 血脇 守之助 理事長 奥村 鶴吉	會長 北山 壽彦 理事長 中山 壽彦	社長 徳川 家達 副社長 中川 望	理事長 九山 鶴吉

九

内					
11中央社會事業協會	10全日本方面委員聯盟	9愛國婦人會	8大日本消防協會	7協調會	6中央融和事業協會
同 右	麹町區内幸町二ノ二 同潤會館内 中央社會事業協會内 電話銀座(57)一、六五二	麹町區九段一ノ五 電話九段(33)〇、〇二五	麹町區丸ノ内一ノ八ノ五 電話丸ノ内(23)二、七七〇	芝區芝公園六號地 電話芝(43)一、三三一、三六	麹町區内幸町二ノ二 同潤會館内 電話銀座(57)一、一四八
同 右	會長 清浦 奎一 總務部長 原 泰一	會長 本野 久子 事務總長 小原 新三	會長 馬場 鏡一 理事 緒方 惟一	會長 徳川 家達 常務理事 町田 辰次郎	會長 平沼 騏一郎 常務理事 小山 三郎

八

I-0715

0521

省		海		陸	
28 恢 弘 會	27 帝國軍人後援會	26 大日本國防婦人會	25 帝國在郷軍人會	24 愛國勞働農民同志會	
麹町區九段一ノ一四、一 借行社内 電話九段(38)二、一五六	牛込區若松町一〇 電話牛込(34)一、七二七	牛込區原町三ノ八 大日本國防婦人會 關東本部内 電話牛込(34)七、〇〇四	麹町區九段一ノ五 電話九段(38)四、一〇〇	麹町區内幸町一ノ三ノ二 太平ビル別館 電話銀座(57)六、二五一	
同 同 副會長 會長 佐 高 筑 大 藤 山 紫 井 鐵 公 熊 成 太 通 七 元 郎	理事長 會長 鎌 松 田 平 彌 賴 彦 壽	理事長 會長 久 武 世 藤 爲 能 次 婦 助 子	理事長 會長 藤 小 田 泉 次 六 助 一郎	會長 松 本 勇 平	

二

省					
23 全國農民組合	22 愛國農民團體協議會	21 日本勞働組合會議	20 愛國勞働組合全國懇話會	19 純正日本主義青年運動會	18 國體擁護聯合會
大阪府布施市東代二二三	大阪市北區曾根崎上四ノ一九 皇國農民同盟本部 電話北 三、一九九	芝區三田四國町二ノ六 日本勞働總同盟内 電話三田(45)〇、四三六	芝區三田四國町一五 電話三田(45)三、七五三	京都市左京區下鴨膳部町八九	芝區田村町二丁目 櫻田館 電話銀座(57)六、八五四
執行委員長 杉山元治郎	吉 平 田 野 賢 力 一 三	議長 松岡駒吉	常任委員 高山久藏	中 川 裕	委員長 入江種矩

一〇

I-0715

0522

海軍省		内・陸・海	司法省		
29 海軍協會		30 海軍有終會	31 愛國恤兵會	32 全日本司法保護事業聯盟	33 壯年團中央協會
麹町區丸ノ内二ノ二 郵船ビル内 電話丸ノ内(23)二、七九八		芝區榮町一三 東京水交社構内 電話芝(43)一、四五七	牛込區原町三ノ八 電話牛込(84)一、七〇二	麹町區西日比谷 司法省内 司法大臣官房保護課内 電話銀座(57)五、六〇一五、六〇六	麹町區三菱仲六號館 電話丸ノ内(23)四、〇三八
會長 有吉忠一 副會長 飯田久恒 總務理事 今村信次 同 和田純	理事長 竹下資朋 副理事長 島	會長 奈良武次 理事長 平松英雄	會長 鹽野季彦 常務理事 森山武市郎 主事 大石三良	理事長 香坂昌康 常任理事 生駒高平	理事長 池田宏

一二

文					
34 大日本聯合青年團	35 大日本聯合女子青年團	36 帝國少年團協會	37 大日本少年團聯盟	38 中央教化團體聯合會	39 勤勞者教育中央會
四谷區霞ヶ丘 電話青山(36)四、二六〇(四)	芝區芝公園 女子會館内 電話芝(43)二、六八八	神田區一橋通 教育會館内 電話九段(33)四、一五一(五)	麹町區三年町 文部省内 電話銀座(57)一、九七九	渋谷區藤田一ノ二二 電話青山(36)一、八一九	麹町區内幸町一ノ五 電話銀座(57)六、三〇三
理事長 香坂昌康 常任理事 生駒高平	理事長 吉岡彌生 理事 野田松平	理事長 鈴木孝輔 理事 大沼直輔	理事長 二荒芳徳 理事 三島通陽	會長 清浦奎吾 理事長 松井茂	會長 大久保利武 理事長 池田宏

一三

I-0715

0523

省		
46大日本體育協會	赤坂區葵町二 滿鐵ビル四〇四 電話赤坂(48)二、〇八一	副會長 平 沼 亮 三 事務理事 郷
47神道教派聯合會	麻布區材木町三八 大社教東京出張所内 電話赤坂(48)三、三四四	代表者 佐 野 常 羽
48佛教聯合會	芝區芝公園八號地ノ二 電話芝(43)一、五四七	主 事 市 橋 覺 俊
49日本キリスト教聯盟	神田區錦町一ノ六 電話神田(25)一、七二一	總幹事 海 老 澤 亮
50社會教育協會	小石川區白山御殿町一二七 電話小石川(85)七、二〇九五	會 長 穂 積 重 遠
51社會教育會	芝區芝公園 社會教育會館 電話芝(43)三、四八八 二、三六八	理事長 佐 野 善 作

一五

部		
40 大日本聯合婦人會	芝區芝公園 女子會館內 電話芝(43)二、六八八	會 長 三 條 西 信 子 事務總長 太 田 吾 一
41 帝國教育會	神田區一橋通 教育會館內 電話九段(33)四、一五(一五)	會 長 永 田 秀 次 郎 事務理事 藤 井 利 譽
42 日本文化協會	麹町區日比谷 市政會館內 電話銀座(57)一、一七四	理 事 長 伊 東 延 吉 常務理事 松 谷 元 三
43 日本文化中央聯盟	麹町區內幸町一ノ三 電話銀座(57)一、一三九	會 長 島 津 忠 重 常務理事 松 本 景 學
44 日 獨 同 志 會	芝區高輪南町二八 電話高輪(44)三、二五〇	代 表 者 松 本 德 明
45 明治神宮體育會	麹町區三年町 文部省體育課內 電話銀座(57)四、〇一一	會 長 栗 有 馬 良 義 彦 橘

一四

I-0715

0524

農				
56 帝國農會	55 大日本報徳社	54 講道館	53 大日本武徳會	52 修養園
麹町區丸ノ内三ノ一 電話丸ノ内(23)三、九三〇―三、九三二	靜岡縣小笠原掛川町	小石川區小石川町一 電話小石川(88)一〇、九〇八九	京都市上京區岡崎町	澁谷區千駄ヶ谷四ノ六六八 電話青山(36)六、九〇九 七、二三一
會長 酒井忠正 副會長 山田 幹事長 渡邊忠吾 主任者 東浦治	社長 一木喜徳郎	館長 嘉納治五郎	會長 林銑十郎	主幹 蓮沼門三

林			
60 中央畜産會	59 日本中央蠶絲會	58 帝國水産會	57 産業組合中央會
赤坂區溜池町一 三會堂内 電話赤坂(48)二、七二三	麹町區有樂町一ノ七 蠶絲會館内 電話丸ノ内(23)〇、九五三	赤坂區溜池町一 電話赤坂(48)〇、八九〇	麹町區有樂町一ノ九 中金ビル内 電話丸ノ内(23)二、五五一―二、五五五
會頭 砂田重政 副會頭 横山泰造 同 垣松於菟 當任理事 河野一郎	會長 松平頼壽 副會長 岡本英太郎 主事 長岡哲三	會長 高草美代藏 副會長 高木榮太郎 主事 小林基	會頭 月田藤三郎 副會頭 有働良夫 常任理事 千石興太郎 總務主事 濱田道太郎

I-0715

0525

省 工 商				
69 全國産業團體聯合會	68 日本商工會議所	67 日本實業組合聯合會	66 輸出組合中央會	65 商業組合中央會
麹町區丸ノ内一ノ二 日本工業俱樂部内 電話九ノ内(28)〇、六二四	麹町區丸ノ内三ノ一四 東京商工會議所内 電話九ノ内(23)〇、〇三五―〇、〇三八	日本橋區本町一ノ二ノ二 東京實業組合聯合會館内 電話日本橋(24)二、六〇一―三	同 右	同 右
會長 藤原銀次郎 常務理事 膳桂之助	會長 門野重九郎 理事 木村増太郎 副理事 衣田信太郎	會長 星野錫 副會長 中山太一 理事 秋上甲信弘 同 事 山斧之助	會長 兒玉謙次 事務理事 萩田才之助	會長 鶴見左吉雄 主事 稻川宮雄

一九

省			
64 工業組合中央會	63 日本獸醫師會	62 帝國馬匹協會	61 全國山林會聯合會
京橋區本掘町 商工省内 電話銀座(57)五、九五〇―五、九五九	下谷區下車坂町六 電話根岸(87)三、九〇七	麹町區内山下町一ノ一 東洋ビル内 電話銀座(57)三、七九二	赤坂區溜池町一 三會堂内 電話赤坂(48)四、八四二
會長 梶原卓男 主事 佐野	會長 葛內村兵藏 同 會 長 渡邊勝彌 常務理事 加藤眞吾	會長 松平頼壽 副會長 西尾忠方 同 事 八田宗吉	會長 小畑大太郎 理事 鈴木覺四郎 監事 平沼彌太郎

一八

I-0715

0525

同	同	同	同	同	同	同	同	同	理會 事長
				內閣書記官長		子爵	文部次官	男爵	
藤松	松井	中川	月田	風見	小原	岡部	伊東	今井	有馬
原村	謙三		藤三郎			長延	健磐良		
銀次郎	三茂望			章直景吉彦楠橘					

省 務 拓		省 信 遞	
74 滿洲移住協會	73 海外移住組合聯合會	72 帝國水難救濟會	71 日本海員救濟會
龜町區內幸町一ノ三 大阪ビル内 電話銀座(57)五、一八一	龜町區內幸町二一 電話銀座(57)三、〇七六	深川區佐賀町一ノ一 電話本所(73)八七三〇 三三、三〇三 四三	京橋區明石町五一 電話京橋(56)〇、八三九
理事長 大藏公望 常務理事 佐藤貞次郎 同 永雄策郎	理事長 宮坂國一 事務理事 武田寛 主事 千浦節	會長 松平頼壽 副會長 松平保男 常務理事 鳥巢玉樹 同 木下義介 同 石樽辻五郎	會長 鄉誠之助 常務理事 高島誠一 理事長 水野鍊太郎 常務理事 角谷揆一

河邊合 入江郷 西郷 高松 吉松 杉本 小松 久松 遠藤 高松 廣平 平松
 龜太郎 良矩 種秀 隆藏 久吉 駒一 賢治 元平 勇一 六郎 爲次 五郎 公雄 英雄

中島 森山 後藤 生駒 吉岡 大沼 加藤 池田 三井 藤井 小松 小松 平松
 資市 武隆 高彌 直通 咄堂 宏子 譽三 吉三 明三 亮三
 子爵

評議

宮員 福西 阿井 潮南 田澤 小田 町田
 惟助 清通 常一 惠輔 義鋪 三郎 辰次郎

同同同同

伯 爵 小 香 酒 廣 内務次官

泉 坂 井 瀬 六 昌 忠 久 忠 正 康 一

理事氏名ハイロハ願
 (印ハ會長ヨリ指名セラレ主トシテ會務ノ掌理ニ當ルモノ)

緒方 小原 大久保 原 丸山 德川 北島 廣瀬
 公爵 侯爵

幹事

三

浦

碌

郎

主事

瀬伊

尾藤

芳

夫博

子爵

伯爵

岡野千渡佐尾山蓮河武海市佐郷

々

老

本村石邊井田本沼上部澤橋野

英益興忠信信門哲欽覺常

太郎三郎吾郎忠一三太一亮俊羽隆

大内島木武角高膳木横兒鶴梶鈴河

藏村巢島田谷島村溝玉見原木野

公兵玉駒寛揆誠桂増瑟謙左仲覺一

之太

右

望藏樹藏一一一助郎惠次雄治郎郎

I-0715

0529

國民精神總動員中央聯盟

東京市麹町區內幸町二丁目舊貴族院內
電話銀座(57)六二四九番

I-0715

0530

I-0715

0531

國民精神總動員中央聯盟の
結成にあたりて

國民精神總動員中央聯盟會長
海軍大將 有馬 良橘
内閣總理大臣 近衛 文磨
公爵 松平 賴壽
貴族院議長 小 山 松 壽
衆議院議長

國民精神總動員中央聯盟

I-0715

0532

挨拶

國民精神總動員中央聯盟會長 有馬 良橘

國民精神總動員中央聯盟は茲に來賓の閣下各位御參列の下に結成式
を舉行致しますことを欣幸に存じます。
今次の支那事變は皇國の安危に關する重大事件であります。其の勃
發以來忠勇義烈なる皇軍は善謀善戰連りに偉大なる戰績を收めつつあ
ることは、洵に感激感謝に堪へざる所であります。崇高なる東洋精神
文化を以て歐米物質文化に寄與すべき使命を有する兩國民が、干戈を
執つて相撃つことは何たる悲しむべきことでありませう。併しながら
百世の太平を開かんがためには忍びて之を撃たざるを得ません。今や

I-0715

0533

支那は百戰百敗し國家機能の活動も危殆に瀕せんとする状態でありま
す。併し我が最終の目的を達せんには内外に亘り前途尙ほ幾多の難局
に遭遇することあるを覺悟せねばならないと存じます。繰つて國際政
局を顧みまするに列國の中には事變の眞原因と我が國の正義とを解せ
ず、擅りに我が行動を非難して敢て不當の壓力を加へんとする策動の
行はるることは、ソ國の活動と共に世界平和のため遺憾とするところ
であります。此の事態に對し我等は如何なる壓力にも屈することなく、
飽くまでも日支の提携により、東亞の和平を確保して共榮の實を擧げ
んことを希求し給ふ。大御心を貫徹せんがため、萬難を排して邁往
するの覺悟を固くしなければならぬと信じます。これ我等が此の中
央聯盟を結成して、國民精神總動員を一層強化する必要がある所以であ
ります。

我等は國體の本義と惟神の大道とに即しつつ、舉國一致盡忠報國堅
忍持久の三目標を國民日常生活の實踐に具現せしむることに依て、國
民精神總動員の目的を達成することに努力を傾倒し、而して内外に於
ける幾多時艱の克服に資すること共に、或は來ることあるべき重大事態
に對して待つあるの備を整へ、以て東亞の和平民族共榮の皇謨を
翼賛し奉らんことを期したいと存じます。私は諸君と共に寒々匪躬の
微節を竭くして、皇恩に報ひ奉りたいと存じます。一言を述べ御挨拶
をいたします。

祝 辭

内閣總理大臣 公爵 近 衛 文 麿

四

曩に政府が時局の重大性に鑑み、國民精神總動員を實施するや、大方國民諸君の賛同を得、此に有力なる諸團體相集り、國民精神總動員中央聯盟を結成せらるるに至りましたることは、私の最も欣快とする所であります。今次の事變に於て帝國政府の期する所は、日支提携による東洋平和の確立に在ることは勿論でありますが、其の決意は、單に一時を糊塗する彌縫的平和の回復を計るものではありません。此の際誤れる對日認識を懷抱する支那政府を徹底的に膺懲して、眞に支那本來の支那、支那民衆の支那たらしめ、此に日支安んじて眞に相提

携し、東洋平和百年の恒久的組織を樹立せんことを冀ふものであります。

惟ふに、國體の尊嚴に淵源する我が文化的使命は、日本精神を基調とする世界文化への貢獻であり、吾等の祖先以來一貫せる國民的道義は、内にしては盡忠報國の一事に歸し、外にしては人類平和への寄與であるに信じます。然るに支那政府の容共政策は斯くの如き我が國民精神と全く相容れざるものなるのみならず、其の根本的迷妄に陷れる抗日侮日の暴狀は到底帝國の忍び得ざる所であります。乃ち今にして之が抜本的對策を講ずること無くんば、我が國家的使命と國際正義は全く蹂躪せられ、帝國の危難亦隨つて之を避くるに由なきに至るのであります。

今や戦線は甚だしく擴大し、國際關係は複雑微妙なるものがあります。

五

I-0715

0535

六
す。事變の推移も亦遽かに豫斷を許しません。幸に忠勇なる將士の奮
戦も、國民銃後の熱意により、速に戦果を確保することを得るこ
しも、尙其後に成すべき各般の經營は甚だ容易ならざるものがあり、
特に目下支那全土に執拗なる魔手を延しつゝある赤化勢力のことに思
ひ到りまする時に、國民は今般の大事完成の爲め、並大抵ならぬ一
決意を要するのであります。然も之を成すの道は全國民が今次の事變
の意義を十分に認識し舉國一致、國民精神を總動員して盡忠報國、國
家の目的即ち各自の目的たるの意識を深うして、堅忍持久、その職分
に邁進しその日常生活を愈々健全にするの一事あるのみと信じます。
國民精神總動員の旨、實に此に在るのであります。
本聯盟亦この趣旨を賛し本運動の國民的樞軸として結成せられまし
たることは、邦家の爲め寔に慶福に堪へぬ所であり、私は此に諸君の

盡力により、本運動の遺憾なく完成せられんことを期待して止まぬ次
第であります。
本日結成式に當り、聊か所見を述べ、祝辭に代へます。

祝 辭

貴族院議長 伯爵 松 平 頼 壽

八

國民精神總動員中央聯盟結成式を舉行せらるるに當り、其の席に列し、茲に所信の一端を述べますことは、私の最も欣快とする所であります。

日支兩國の提携に依り東洋の平和を確保し、世界の福祉を増進せんとするは、我が帝國不動の國是であります。

然るに支那は、東洋平和を攪亂する赤色政權と苟合して我が國を疎んじ、剩へ軍閥と黨部領袖は自己の政權を維持し、之を強化する爲、排日侮日の政策を掲げて民衆を煽動し、遂に今次の事變を起すに至つ

たのであります。

帝國は已むを得ず征討の軍を進め、各地に其の暴戾を膺懲し、善戦全勝致して居りますことは、東洋並に世界の平和促進の爲、洵に慶賀の至りに勝へません。然るに世界列國の間に於ては、殊更に事實を歪曲し、事態を虚構し、依つて以て帝國を論難する者がありますのは、誠に遺憾に存する次第であります。

我が帝國は明治維新以來、僅々七十年間に偉大なる發展を遂げたのであります。是れ固より 上御一人の 御稜威の致す所でありませんが、又一面我が温順正直なる國民の勤勉の結果に外ならぬと存じます。

我が國民は三千年の昔より、天つ神の仰せられたる「修理固成」に言ふ一大理想を抱持して居ります。尙肇國の昔より「天業恢弘」を冀

九

賛し奉る、盡忠報國の熱烈なる國民思想に燃えて居ります。此の理想に哺まれ、此の思想に育てられたる我が國民は、苟も東洋の平和を攪亂し、帝國の存立を殆くし、侮慢以て我を害し、倨傲以て我を損する者あらば、敢然起つて之を膺懲するに躊躇するものではありません。而して現下の支那軍閥の動靜、世界列國の情勢を洞察するに、我が帝國の希求する日支兩國の提携は、其の前途遼遠にして幾多の障害幾多の難關の横たはつて居ることを認識しなければならぬと存じます。

之を排除し之を突破し、以て日支兩國の提携を實現し、其の繁榮を招來し、世界の福祉を増進するは我等國民に課せられたる尊き義務でありまして、又「天業恢弘」を冀賛し「修理固成」の國民的大理想を實現する所以であると存じます。

一〇

今次の事變も亦我が國民が東洋平和建設の途上に横たはる障害と難關とを排除し突破する神聖なる作業に外ならぬのであります。幸にして生を聖代に享け、此の神聖なる行事に參與致しますことは、我等國民の無上の光榮でなければなりません。

闘は既に開かれました。闘が開かれた以上は勝たねばなりません。蓋し戦局の勝敗は、日支提携と兩國の繁榮と東洋の平和とに、重大なる結果を齎すからであります。

國民精神總動員の開始せらるる所以亦實に此に在ると信じます。

先哲曰く「天の將に大任を是の人に降さんとするや、先づ其の心志を苦しめ其の筋骨を勞し其の體膚を餓やし其の身を空乏にす云云」と、又曰く「憂患に生じて安樂に死す」と、寔に至言であります。

今や我が國民は此の大任を天より授りたるを深く覺り、能く艱苦窮

一一

乏に堪へ、憂患に生じ安樂に死するを確く信じ、和衷協同時艱を克服し、皇運を扶翼し奉らねばなりません。畏くも陛下には曩に帝國議會に勅語を賜はり「帝國臣民が今日の時局に鑑み忠誠公に奉じ和協心を一にして賛襄以て所期の目的を達成せむことを望む」と仰せられました。洵に恐懼の至りであります。本聯盟の活躍に依り、愈々國民精神の振作せられ、倍々帝國の精華の發揚せられむことを祈願しまして、私の祝辭を終ることに致します。

祝 辭

衆議院議長 小山 松 壽

國民精神總動員中央聯盟結成の式を擧げらるるに當りまして、一言祝詞を申述べたいと存じます。曩の第七十二帝國議會開院式に當りまして、畏くも東亞安定に關する皇謨を中外に宣示せられ、國民が忠誠和衷心を一にし公に奉じ、所期の目的を達成せん事を望ませ給ふ勅語を拜しました。衆議院に於きましては恐懼感激、滿場一致を以て優渥なる聖旨を奉體し、大義名分に則りて、舉國一致の實を擧げ、堅忍持久、時局に善處し、東亞永遠の平和確立を期する決議を致したのであります。今や北支の

一四
曠野に、或は中南支の平原に、我忠勇義烈の將士は暴戾支那の大軍を
闘ひ、着々膺懲の功を擧げつつあります。然しながら東亞安定の大業を
樹つるは中々容易の業ではありません。其前途には更に幾多の國難
の相次いで起る事を覺悟しなければなりません。仍ち舉國一體となり、
我光輝ある傳統の大精神を醇化發揚し、出征將士の烈々たる意氣健闘
と相俟ちて、銃後の經營を全うし、如何なる國難が襲來するも敢然と
して之に當り、以て所期の目的を達成し、皇謨を扶翼して、聖明
に回へ奉ることを期さねばなりません。想ふに今日程帝國にこりて重
大なる局面は曾て見ざる處であります、これによりて東亞の安定を確
保し、其の康福と文化とを進め、世界の平和と文運とに寄與せんこと
る大業を今吾等の手によりて爲さんとするのであります。帝國現代の
國民は何の幸か、生れてこの國運進暢の聖代に逢ひ、陛下の鴻業を

翼賛するの榮光を荷ふのであります。須らく發奮興起全國民力を戮せ
て此の尊き使命に邁進すべき秋であります。
此の際本聯盟の結成により國民精神總動員運動を行はんとするので
あります。誠に其機を得たるものでありまして、私は此の運動が全國
津々浦々にまで徹底し、國民が翕然として國家の急に應じ、奉公の誠
を竭し、一心一體となりて起ち上る事を確信して疑はざるものであり
ます。是を以て私の祝辭とします。

本篇は昭和十二年十月十二日比谷公會堂の本聯盟結成式に於ける有馬會長の挨拶並に近衛總理大臣松平貴族院議長小山衆議院議長の祝辭を採録したのである。

昭和十二年十月十七日印刷
昭和十二年十月十九日發行

編輯者 瀬 尾 芳 夫
發行者 東京市麹町區内幸町二番貴族院內

印刷者 大 島 秀 一
東京市神田區西神田一丁目九番地

發行所 東京市麹町區内幸町二番貴族院內
國民精神總動員中央聯盟

I-0715

0542

I-0715

0543

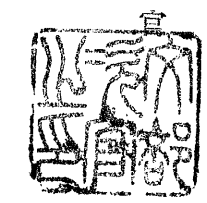
情報部

第三課長

昭和十二年十月二十九日
別紙添付
昭和十二年十月二十九日 接

昭和十二年十月二十九日

文 部 次 官



外 務 次 官 殿

明治節並國民精神作興週間實施ニ關スル件

來ル十一月三日明治節當日一般國民ノ奉祝方並十一月十日國民精神作興詔書換發ノ記念日ヲ始トスル一週間ヲ國民精神作興週間トナシ國民精神總動員ノ趣旨ニ立脚シテ之ヲ實施スルコトト相成地方長官

文 部 省

ニ對シテハ別紙寫ノ通過牒致置タルニ付右御了知ノ上本旨ノ徹底方ニ關シ可然御配慮相煩度

I-0715

0544

發社二一五號

昭和十二年十月二十三日

文部次官
内務次官

殿

明治節奉祝ニ關スル件

來ル十一月三日明治節ニ當リ明治天皇ノ御遺徳ヲ仰クト共ニ本年ハ特ニ時局ニ鑑ミ日清、日露兩戰役當時ノ國歩艱難ヲ回顧シテ御稜威ヲ欽仰シ奉リ併セテ當時ノ國民奉公ノ至誠ヲ偲ビ以テ現下ノ時難ニ資シ國民ヲシテ愈々舉國一致盡忠報國ノ精神ヲ體現シテ報效ノ誠ヲ竭サシメ度ニ付テハ左記ニ依リ其ノ實施方御取計相成度此段依命通牒ス

記

一、官廳學校等ニアリテハ從來ノ舉式ノ例ニ依リ奉拜式又ハ祝賀式ヲ行フコト

二、式典ニ參列セザル一般國民ニ付テハ當日午前九時ヲ期シ全國一齊ニ國民奉祝ノ時間ニ設クルニ付各家庭職場等夫々ノ場所ニ於テ宮城參拜ヲ行ハシムルコト

三、爲同時刻ニハ汽笛、サイレン、鐘等ヲ用ヒテ必要ナル周知方法ヲ講ズルコト

尙同時刻ニハラヂオニアリテモ「國民奉祝ノ時間」ノ放送ヲ行フ等

三、當日ハ適宜ノ方法ニ依リ明朗眞摯ナル氣分ヲ以テ明治節ヲ奉祝シ本文趣旨ノ達成ヲ圖ルニ努ムルコト

發社二二〇號

昭和十二年十月二十八日

文部大臣
事務次官

國民精神作興週間實施方ニ關スル件

「國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ」ト宣ヘル聖旨ヲ奉體シ國民精神作興ニ關スル詔書渙發ノ記念日タル十一月十日ヲ以テ始マル一週間ヲ國民精神作興週間トナシ、國民精神總動員ノ趣旨ニ立脚シテ左記ニ依リ實施スルコトト相成リタルニ付テハ本趣旨ノ徹底方可然御配慮相成度

記

一、名 稱

國民精神作興週間

二、期 間

自昭和十二年十一月十日至同十一月十六日

三、實施要綱

(イ) 國體ノ本義ヲ明シ日本精神ノ體現ヲ期スルコト即チ

支那事變ニ關スル正シキ認識ヨリ出發シ古今東西諸國盛衰ノ因由、文化進展ノ跡ヲ究メ、日本ノ國力、世界ニ於ケル地位、特ニ東亞ニ於ケル安定勢力トシテノ地位ヲ明ニシ、我が國ノ歴史的使命ノ達成ヲ圖ル爲愈々國民精神ノ剛健ヲ期スルヲ本旨トス

(ロ) 國民精神作興ヲ日常生活ニ具現セシムル爲特ニ「質實剛健」、「生活反省」、「勤勞報國」、「勤儉貯蓄」ニ重點ヲ置キ土地ノ狀況ニ依リ、對象タル人ノ如何ニ應ジ國民精神總動員實施ノ情況ニ即シテ適切ナル計畫ヲ樹立實行スルコト

四、實施方法

一、政府ニ於テ實施セントスル事項

I-0715

0545

- (イ) 週報特輯號ノ發行
(ロ) パンフレット(八絃一字)等資料ノ作製
ニ 國民精神總動員中央聯盟ニ於テ實施セントスル事項
(イ) 主要都市ニ於テ講演會ヲ開催スルコト
(ロ) 道府縣及各種團體主催ノ講演會ニ講師ヲ斡旋スルコト
(ハ) 資料ノ作製配布
三 地方ニ於テハ前記ノ趣旨ニ依リ其ノ實情ニ應ジ從來斯種週間ヲ實施セル教化團體等ト緊密ナル連繫ヲ保チ適宜最モ有效ナル方途ヲ講ズルコト

I-0715

0547

（分）丁々八八八）

別括小票ハ國民精神總動員作興週間實施ニ當リ東京府ヨリ各戸ニ配布
サレタルモノナル處御參考迄ニ及送付候條可然御取計願上候

（別括添）

外務省文書課
15

昭和十二年十一月十一日

監視

内閣情報部

記

昭和十二年二月拾貳日接受

田中首相
内閣情報部
昭和十二年二月拾貳日

I-0715

0548

附屬別便

(淨書)

日

Keywords: children; adolescents; parents; teachers; self-esteem

[illegible]

名人信發

送付ノ件

凡資料左記)

航
／
本
邦
移
民
リ

適宜領布

外務省

懸案

記

二十五部

五
初

100

700

外
務
省

附屬物別便

は(イ)

米三普通合第四九八二號

昭和十二年十一月十五日

外務省 亞米利加局

日本郵船株式會社
大阪商船株式會社
國際汽船株式會社

國民精神總動員資料送付ノ件

國民精神總動員ニ關スル資料左記ノ通送付スルニ付外國渡航ノ本邦
移民ヲ搭載スル汽船ニ於テ希望者ニ適宜頒布方可然御取計相煩ハシ
度シ

記

一國民精神總動員について

ニ何故の支那事變

ニ非常時財政經濟に對する國民の協力に就て

以上

外務省

12.9

庶各外號

外務省

亞米利加局 御中

昭和十二年十一月十七日

日本郵船株式會社

庶

務

課

昭和十二年七月拾八日接受
日本郵船株式會社

拜復

國民精神總動員ニ關スル冊子ノ件

十一月十五日附貴翰米三普通合第四九八二號ヲ以テ右國民精神總動員
ニ關スル冊子多數御惠送賜リ有難ク拜受仕候 就テハ早速御申越通リ
當社外國航路船ニ配付シ海外移住船客ニ頒布ノ事ニ取計申置候ニ付右
御諒承被下度候
先ハ不取敢請書旁々御禮申述度如斯御座候

敬

具

I-0715

0550

情報部 第三課
一二文第四一八號

昭和十二年十一月十七日

昭和十二年十二月十九日接受
(別紙添附)

商工次官 村瀬直

農林次官 井野碩

外務次官 堀内謙介殿

國民精神總動員産業週間ニ關スル件

來ル十二月三日ヲ以テ始マル一週間ヲ國民精神總動員産業週間トナシ
國民精神總動員ノ趣旨ニ立脚シテ之ヲ實施スルコトト相成地万長官ニ
對シテハ別紙寫ノ通牒致置タルニ付右御了知ノ上本旨ハ徹底万ニ關
シ可然御配慮相煩度候

寫

一二文第四一八號

昭和十二年十一月十七日

(別紙添附)

商工次官 村瀬直 養

農林次官 井野碩 哉

國民精神總動員産業週間ニ關スル件
來ル十二月三日ヲ以テ始マル一週間ヲ國民精神總動員産業週間トナシ
國民精神總動員ノ趣旨ニ立脚シテ別紙要綱ニ依リテ實施スルコトト
相成リタルニ付テハ時局ニ鑑ミ本趣旨ノ徹底万特ニ御配慮相成度此段
依命及通牒候也

I-0715

0551

産業週間實施要綱

一、名 稱	國民精神總動員産業週間	
二、計畫主務廳	農 林 省	商 工 省
三、實施期間	自十二月三日	至十二月九日
四、實施要綱		

(1) 國民精神總動員ノ趣旨ニ立脚シテ非常時經濟ニ對スル國民ノ協力ヲ日常生活ニ具現セシメ、特ニ各自ノ從事スル産業ノ振興ヲ通ジテ銃後國民ノ實務ヲ全ウスルノ必要ヲ高調スルヲ本旨トス

(2) 前項ノ本旨達成ノ爲特ニ「銃後ノ護農村ノ榮」竝ニ「國產振興國

產愛用」及「資源愛護」ニ重點ヲ置キ土地ノ狀況ニ依リ對象タル人ノ如何ニ應ジ國民精神總動員實施ノ情況ニ即シテ適切ナル具體的計畫ヲ樹立實行スルコト

五、實施方法

(1) 政府ニ於テ實施セントスル事項

(i) 「パンフレット」ノ作成

「農村ノ戰時體制」、「國產振興國產愛用」、「生活資源ノ確保」及「廢品ノ蒐集利用」ヲ説明勸奨シタルモノヲ各一種作成ス

(四)「ピラ」ノ作成

「如何ナル廢品が如何ナル物品ニ再生利用セラルルヤ」チ一目瞭然タラシムルモノ一種ヲ作成ス

(イ)「ポスター」ノ作成

「銃後ノ護農村ノ榮」、「國產振興國產愛用」、「資源愛護」ノ文字ヲ表シタル「ポスター」ヲ作成ス

(ニ)週報ノ利用

(兩)放 送

(2)國民精神總動員中央聯盟、關係產業團體等ニ對シテハ前記ノ趣旨

ニ則應セル適宜ノ方法ニ依リ協力ヲ求ムルコト

(3)地方ニ於テハ前記ノ趣旨ニ依リ其ノ實情ニ應ジ各種民間團體等ト

連繫ヲ保チ適宜最モ有效ナル方途ヲ講ズルコト

道府縣及各種產業團體ノ指導ノ下ニ農山漁村ニ於テハ明春以降ノ農林水産業ノ生産力ノ維持増進上必要ナル計畫ヲ樹立シ之ガ必行ヲ期セシムルコト

尙本週間中適當ナル日ヲ選ビ道府縣又ハ市町村主催ノ下ニ「廢物蒐集日」ノ如キモノヲ設定シ廢品ノ蒐集利用、資源愛護ノ精神ノ涵養ニ努ムルコト

公 信 案	外 務 省	送付スルニ付頒布方可然取計相煩 ハニ度ニ	記	一、八紘一字の精神 二五〇部 (大改易新ハ 一四五部)
-------------	-------------	-------------------------	---	--------------------------------------

懸案	主信 附甲 乙丙 丁 備考	發信用 執務用 2-2	文書課長	文書課發送 昭和拾貳年肆月拾八日發送済	淨書	正校(原稿) (淨書)	主 管 亞米利加局長	主 任 第三課長	昭和拾貳年十一月十七日 附屬	米三機 通合 第五〇五四號 昭和拾貳年七月拾八日 附屬	受 信 人 日本郵船株式會社 大改易新株式會社 方通	名 件 國民精神總動員資料送付ノ件	名 件 録 記	名 人 信 發 亞米利加局	公 信 案	外 務 省
本件ニ關シテハ量ニ十一月十五日附米三普通 合第四九八二號ヲ以テ申進置ノ次第アリ又 ハ更ニ左記ノ通本件資料第四輯																

附屬物別便

は(イ)

米三普通合第五〇五四號

昭和十二年十一月十八日

外務省亞米利加局

日本郵船株式會社
大阪商船株式會社

國民精神總動員資料送付ノ件

本件ニ關シテハ義ニ十一月十五日附米三普通合第四九八二號ヲ以テ
申進置ノ次第アリタル處更ニ左記ノ通本件資料第四輯送付スルニ付
頒布方可然御取計相煩ハシ度シ

記

一八絃一字の精神

二五〇部
(大阪商船へハ)
一四五部

外務省

12.9

I-0715

0555

國民精神總動員資料第四輯

日本精神の發揚

八紘一字の精神



9451-8

175

I-0715

0556

目次

一、國家・民族の興廢	一
二、八紘一宇の精神	二
三、支那事變の意義	七
四、皇國の使命と我等の覺悟	一四
五、社會風潮の一新	一六
六、むすび	三三



9451-8

176

I-0715

0550

八紘一宇の精神

(一) 國家・民族の興廢

文
部
省

試みに世界史を繙いて、遠くはギリシャ・ローマ、近世の西洋諸國の興亡の蹤を思へ。近くは東洋各國の盛衰の流を顧みよ。一國朝に蹶起し、潑刺たる創業の意氣と烈々たる愛國の精神とに燃え、國礎を新にしてその歴史・文華を營むも、夕には早創業の精神、愛國の心を喪ひ、忽ち他國の乗ずるところとなつて、國家は亡滅し、歴史は斷絶し、文華は萎靡する。かくて一國の精神と傳統とのよく定立發展し、その粹を維持して今日に至るもの少く、一は他を以て替へられ、此は彼を以て斷たれ、その興亡盛衰の有様は一々應接に違がない。

而してこの涯なき隆替と流轉の歴史は、現在の世界に見るが如き各國家の併存・對立となつて現はれ、各國は自國の發展と國民の福利の爲に日夜汲々として國家的經營の努力を續けて居るのである。この經營の進行するところ、遂に各國利害の摩擦・衝突となり、茲に國家と國家との血腥き闘争が現出する。この闘争は單に各國家間の武力對武力の局面に止まらずして、經濟・思想・文化等のあらゆる局面に亘つて展開されてゐるのである。かくて今日、世界は洋の東西を問はず、その對立と葛藤とを激化し、爆發せしめて、世界的紛擾の相貌を現出してゐる。



9451-8

177

I-0715

0558

若しそれ斯の如きが世界の實相であるとすれば、終に世界史は國家と國家との無限の闘争の繰返しに終るかも知れない。併しながら果して世界人類は、この悲しき闘争を以て窮極の世界觀となして、その解決を斷念して居られるであらうか。又この闘争は世界人類の避くべからざる宿命にして、如何に人力を盡しても克服することの出来ぬものであらうか。如何にも世界は、一面より見れば、確かに朝に興り夕に亡びる對立抗争の歴史であるが、又他面より見れば、各國が自立自存して他國と對立競争しつつも、常にその奥に世界人類の福祉を見出さんとする熱烈なる理想的精神を有するものである。この精神は、實に世界の常闇を照らす恒星であつて、この光の消失せざる限り、世界人類は失望と破滅とより免れるを得るものである。併しながら現實の世界にこの聖なる恒星の照破するものがあるか。何處の國家、如何なる思想がこの恒星に値し、以て各國家をその闘争的破滅の渦中より救出し、之に生命と秩序と平和とを與へて、その本來の歴史的使命に復歸せしむるを得るか。この現實と理想との深刻なる相剋こそ、現代の世界・國家に共通した悲哀であり苦惱である。全世界何れの國家が、果してよくこの恒星を見出し、國民全體をその昭々たる光のもとに動員し、以てこの重大なる歴史的任務を遂行することが出来るであらうか。是實に現代諸國家に課せられた世界史的問題である。

(二) 八紘一字の精神

大日本は萬世一系の 天皇皇祖の神勅を奉じて永遠に之を統治し給ふ。これ我が萬古不易の國體で



9451-8

178

ある。この尊嚴なる國體を永遠の指標とする我が國民の精神は、時運を貫き隆々と榮えて窮るところがない。併し乍ら我が國と雖も現實の世界の裡に在り、各國家・各民族と共存して居る以上は、獨りこの世界史的問題に關係がないといふことはあり得ない。否、我が日本こそ諸國家・諸民族に率先し、萬死をも辭せざる不退轉の覺悟を以て、世界を闘争と破滅とより救済する爲にこの難局に當らねばならぬ。然らば何故に我が國が率先してこの難局に當らねばならぬか。それは宇宙の大生命を國の心とし、之を以て漂へる世界を永遠に修理固成なして、生成發展せしめる我が天壤無窮の國體が、正に全世界を光被すべき秋に際會して居るが爲である。流轉の世界に不易の道を知らしめ、漂へる國家・民族に不動の依據を與へて、國家・民族を基礎とする大家族世界を肇造する使命と實力とを有するのは、世界廣しと雖も我が日本を指しては他に絶對にないのである。茲に我が國體の尊嚴と我が國家の不滅との深き根據がある。されば我が國體と國家とに對する自覺と體認とは、我々國民が現在直面せる支那事變の時艱を克服し、天壤無窮の宏謀を翼賛し奉り、以て世界救済の歴史的使命を果す最深最大の原動力である。

抑々我が國は他の外國とその根基・成立・精神・歴史等を本質的に異にして居る。それは、強者が多數の弱者を征服して自ら君主となつて打建てた權力國家でもなく、或は又多數の民衆が自己の利益の爲に相互に契約し、一人の代表者にその統治權を委任して成立せる約制國家でもない。我が國はかゝる人意の國にあらずして、神命に基き自然の理法に隨つて生成せられた國であつて、彼の北畠親房



9451-8

178

4
が「大日本は神國なり」と述べし如く神の國である。今これを我が神代の語事に徴し見んか、神國の面目躍如たるものがある。天地開闢の神靈、宇宙生成の原力は靈動生成して伊弉諾尊・伊弉冉尊に至り、二尊は天神諸々の命もちて「この漂へる國を修理固成」なして國生み神生みの大御業をなし、終に天の下の主たるべき天照大神を生み給うた。天照大神の御稜威は「光華明彩しく六合の内に照徹らせ」給ひ、その大御光は萬物を遍く光被し、萬生を厚く育ていつくしみ給うた。祈年祭の祝詞に天照大神の御稜威を、
皇神の見霽かし坐す四方の國は、天の壁立つ極、國の退立つ限、青雲の靄く極、白雲の墜坐向伏す限り、………狭き國は廣く、峻しき國は平らけく、遠き國は八十綱打掛けて引き寄する事の如く、皇大御神の寄さし奉らば………
と稱美し奉りしが如く、地上世界を「一角一隅」と雖も洩しとすことなく、無際限に又永遠に育ていつくしみ給ふのである。是實に世界を己の有とせしめて而もそのまゝ一切を知らし給ふ大精神であつて、天地開闢の心、宇宙生成の力をそのまゝ大御心とし給うたものである。この宏大無邊なる大御心は、天つ日嗣の彌爾々に歴代の天皇の大御心の裡に開顯せられ、我が國土に實現し、道義的・平和的・世界國家の建立を庶幾はれてやまないのである。天照大神のこの大御心は、遂に瑞穂の國に鍾り給ひて、豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。實祚の隆えまむこと、當に天壤と窮りなかるべし。



9451-8

180

5
の神勅の渙發となり、皇孫瓊瓊杵尊の御降臨となり、更に神武天皇の御創業として發展し給うたのである。茲に皇位・皇統・皇國は不動の根基を得、敬神・崇祖・愛民の御稜威は高まり、神皇不二、君民一體、身土同胞の世界觀は搖ぎなく、祭政教一致の國風は愈々明らかに、忠君愛國・忠孝一本の臣節は彌々堅い。我々はこの語事と神勅とに徴して、天地開闢、宇宙生成の產靈が、悠久なる民族の生活と歴史とを通じて自然に國家の生命として發露し、萬世一系の皇統として顯現せられて居ることを知る。而も、天皇と國土と國民とが同一の生命的根基より生成した中心分派の一大家族國家であり、且國土と國民とは、己の生み育ての御親たる皇神及びその現にまします天皇に永遠に隨順奉仕して居るのである。されば親房が我が國の神國たる所以を敍して「天祖はじめて基をひらき、日神ながく統を傳へ給ふ我が國のみ此事あり。異朝には其たぐひなし。この故に神國と云なり」と嚴肅なる一句を吐露したのは決して偶然ではない。又幕末の志士吉田松陰が我が神勅の精神を説いて「天照の神勅に日嗣之隆興天壤無窮と有之所、神勅相違なければ日本未だ亡びず、日本未だ亡びざれば、正氣重ねて發生の時は必ずある也」と道破したのは、獨り生成發展の國體の本義、一切萬生を育ていつくしみ給ふ皇祖の大御心を體得したのみならず、この國體を仰ぎ、この皇祖・天皇を戴く我々國民が、國家の常時と非常時とを問はず、萬世不易の國體に對する不動の信念を示したものである。惟うて茲に至るとき、皇祖の神籌は、天地と共に宏く富嶽と共に高く、三千年の國史を貫いて今日に存する。この宏設の光被するところ、その國家・民族に廢墜なく、世界の流轉の裡にあつて而もその奥底に脈々たる不易一



9451-8

181

I-0715

0550

貫の道を堅持し、この國體の一貫するところ、この國民精神に萎靡なく時勢の變遷の裡にあつて而も昏迷せず、綱ふところ常に皇運扶翼の一路があるのみである。この一路こそ我が國をしてこの時艱を踏破して無窮に生成發展せしめ、同時に全世界あらゆる國家をして各々その處を得、その分を竭さしめ、萬邦大和、真正なる世界平和を實現せしめる所以である。是實に神武天皇が皇祖の神壽に之を享けて、天つ日嗣の彌嗣々に萬世に傳へ給へる「八紘を掩ひて宇と爲む」と詔給うた「八紘一宇」の大精神である。

「八紘」は「八荒」ともいひ、前者は八方の隅、後者は八方の遠い涯といふ字義であつて、共に「世界の涯」とか「天の下」とかいふ意味である。「一宇」は「一家」といふ字義で、全體として統一と秩序とを有する親和的共同體といふ意味である。従つて「八紘一宇」とは、皇化にまつろはぬ一切の禍を拂ひ、日本は勿論のこと、各國家・各民族をして夫々その處を得、その志を伸さしめ、かくして各國家・各民族は自立自存しつつも、相倚り相扶けて、全體として豁然たる一家をなし、以て生成發展してやまなといふ意味に外ならない。それは外國の霸道主義の國家に見られる如く、他國を領有しようとする侵略的思想とは、霄壤の差をなすものであつて、禍を除き、道を布き、彌々高く益々廣く向上發展する我が國の進路を示すと同時に、各國家・各民族をして道義的・平和的世界を實現せしめる創造の道を示したものである。この道は、實に肇國以來、一系連綿たる天皇の天津日嗣の大御業であり、又我々臣民が一身を捧げて皇運を扶翼し奉る窮極の目標である。

この大精神の炳として瑞穂の國の最中に輝き給ふや、時空を貫き、萬象に徹して、國家艱難の今に愈々正氣を發し、見よ、我々にその嚮ふところを覺らしめ、克難の活力を與へて居るではないか。この精神は、獨り我が國の依據すべきもののみでなくして、各民族・各國家一も餘すところなく依據し、以て眞の世界平和と人類共榮の實をあぐべき、中外に施して悖らず、古今に通じて認らざる天地の大道である。我々は宜しくこの大道に和集し、「八紘一宇」の御旗を奉揚して、我が大君の爲、世界平和の爲、不撓不屈、千辛萬苦をも甘しとして時局の險路を突破せねばならぬ。

(三) 支那事變の意義

我々は、國家・民族の興廢と我が國體の大精神とを顧み來つて、今回の支那事變に直面する秋意々事態の深刻にして且我々の任務の重大なるを痛感するのである。今回の支那事變たるや、實に國際的危局の面に畫き出された事件であつて、單獨に取離して考へることは出来ない問題である。而してこの事變は、數年前より現はれ來つた世界的非常時の情勢が漸次一觸即發の機に熟し來つて、終に引火爆發したものであつて、日支兩國國家の衝突を當面の現象としつゝも、その奥底には各國家の複雑にして微妙なる勢力關係や思想關係を内包したものである。随つて逆觀すれば久しきに亘つて鬱積され來つた國際的非常時の趨勢が、東亞の天地を目がけて集注し、今日見るが如き支那事變として勃發したも



9451-8

183



9451-8

182

I-0715

055

ので、その由つて來るところは實に深い根柢と大いなる廣表とを含んで居るといふべきである。茲にこの事變の國際的乃至は世界的重大性と複雑性とが存する。又この非常時的趨勢が特に支那事變として勃發し我が日本の直面し、且對處せねばならぬところに、我が國の國際的危局に於ける重心的地位と世界的任務とがあるのである。かくて我が國は世界の何れの國家よりも深刻にこの危局を體驗し、曩の滿洲事變以來今日の支那事變に至るまで、世界各國の鋭い視線を浴びつゝ、危局の打開に一路邁進して居るのである。

我々は茲に滿洲事變以來支那事變に至るまでの事態の趨向を究め、我が日本の立場と使命とを明確にせねばならぬ。

昭和六年九月十八日、奉天の近郊柳條溝に於ける支那東北軍閥の不法事件の勃發するや、我が國は三千萬滿洲民衆の至福の爲、且は東亞永遠の平和の爲、敢然正義の戈を執つて彼に一大鐵槌を下すに至つた。これが所謂滿洲事變である。而してこの事變は、單なる柳條溝事件に發端するものではなく、その根ざすところは遙か東洋史の深底に存するが、その一根は已に日清・日露の戦役に見受けられる。明治の中葉、清國は強大なる勢力を保持して韓國を併呑せんとし、茲に我が國と激突したが、我が皇軍の爲に大敗し、その野心を空しく、黄海の底深く沈めるに至つた。かくて我が國は韓半島の安全を確保したが、三國干涉の結果、我々は遼東半島を彼に還附するの止むなきに至つた。然るにその間、露國は、永年の民族的宿望たる南下政策のもとに、着々と滿洲を侵略して遂にその魔手を韓半島にのば

し、之を足場として我が國を侵略しようとした。韓半島の存亡は、實に我が國の生死の懸り存するところ、我々は國威を發揮し、敢然躍起して、或は滿洲に或は日本海に彼を破つて、世界史上燦たる大捷を贏ち得、遂に彼の侵略的野望を破摧したのである。

次いで我が國は東亞諸邦の道義的結合を目ざして、韓國と體を一にし、心を同じくすることになり、更に遼遠なる太古より、或は人種的に或は文化的に我と緊密なる關聯を有する滿洲の開拓發展に一路邁進して昭和の御代に至つたのである。かゝる間、明治四十五年には支那に革命が起つて清朝は滅亡し、之に替つて中華民國が生れ、爾來中華民國は、孫文の民族・民權・民生の三主義を一體とする所謂三民主義を國是として、國家を統一せんとするに至つたのである。この三民主義は支那の近代國家建設運動即ち國民主義運動の中心思想であると共に、排外運動として、殊に排日運動として發展しつゝ、あつた。この國策を繼承せる蔣介石の國民黨を根幹とする南京政府は、多年東北に蟠居せる軍閥、張學良一派を煽動して遂に滿洲よりその育ての親たる日本を除かうとした。是實に滿洲事變の眞因であつて、我が國は一は東亞の平和の爲、一は古き傳統を有する滿洲諸民族の爲、正義の鐵拳を振つて遂に東北軍閥をして滿洲より退去せしめたのである。續いて昭和七年の一月には、戦火は上海にも飛び、所謂上海事變となつたが、是亦我が軍の大捷に歸したことは周知の通りである。その間、滿洲は全面的に着々と肅清建設の工作が行はれ、同年三月滿洲の民衆は、古來滿洲と最も密接なる關係を有する前清國宣統帝溥儀氏を執政に推戴し、道德仁愛に基く民族協和の精神を國本として、茲に王道



9451-8

185



9451-8

184

I-0715

0562

動から一路排日運動へその動向を發展せしめたのである。即ち世界大戦の結果、有名なるウィルソンの民族自決主義が世界を風靡して、この影響は支那にも及び、大いに迎へられ、又ロシア革命の結果共産主義による帝國主義打倒の革命的思想は各國を震撼して、その震動は支那にも及び、その心底に深く喰込んだのである。而して民族自決主義は國民黨によつて、帝國主義打倒は中國共產黨によつて支持せられ、この二潮流は三民主義を基礎としつゝ、相互に交流・合流して全國的に排外運動となり、その趨勢は漸次に激烈を加へ、遂に排日運動として明らかなる姿勢を現はすに至つた。かくて大正十三年一月、廣東に於て開催せられた國民黨第一次全國代表大會に於て所謂容共政策が採用されて以來、蔣介石を中心とする國民黨政府は、共産勢力を利用して排日・排日貨の運動の規模を益々擴大せしめ、或は國民黨及び政府の御用秘密結社たる藍衣社及びC・C・團をして、思想的に又は暴力的に、排日・排日貨の運動を促進せしめたのである。茲に於て「排日」は彼等の國家統一の手段となり、南京政府はこの旗幟のもとに蒙昧なる支那民衆を募集せしめ、これが爲にはあらゆる陋劣な手段方策を用ひ、恬として恥ぢざる有様であつた。或は教育機關を利用して、「日本は我等の仇敵なり」として反日感情・抗日意識を煽動し、純真なる學童學生の腦裡に深く之を滲透せしめ、終には牢固として抜くべからざる信念にまで強化せしめ、今に至るまで實に十數年の永きに及んで居る。又或はラヂオ・映畫・新聞・ポスター・集會等を利用して、日本の惡宣傳をなし、一般民衆をして抗日意識を益々旺盛ならしめて居る。或は軍事訓練を利用して日本軍弱くして與し易しとの觀念を兵士の心底に扶植し、



9451-8

187

樂土を建設すべく、新興滿洲國は雄々しき呱呱の聲をあげたのである。かくて滿洲國は、支那政府と永久にその腐根を断ち、東北軍閥多年の惡政を芟除し、我が日本の援助のもとに、隆々と成長を遂げ、昭和九年三月一日、溥儀執政は皇帝の位に即き給ひ、以て滿洲國は建立せられ、燦然たる光を全世界に放つに至つたのである。この帝國の建立は、獨り東亞の禍根、張學良を中心とする東北軍閥を除いたのみでなく、東亞をして本來の傳統に復歸せしめ、東洋諸邦をして道義的結合を成就せしめるにあつたのである。然るに歐米の諸國及び支那は、この眞義を理解せず、國際聯盟は滿洲國を承認せず、因つて我が國は聯盟と所見を異にし、遂に彼と袂を別つことになつたのである。茲に於て我が國は、世界の霸道的國家の間に孤立し、自主獨往、東亞興廢の運命を雙肩に擔つて雄々しくも艱阻の道を踏出した。その間に、南京政府は、滿洲國の獨立を以て日本の帝國主義的侵略政策の致すところであるとの謬見を抱き又歐米諸國は、支那に於ける自國の權益を擴大しようとする功利的打算から、背後より支那を煽動操縦してこの謬見・迷蒙を更に助長したのである。かくて蔣介石の南京政府は自己政權の維持・擴大の爲に、失地恢復・排日を叫び、この趨勢の深化するところ、遂に反日となり、抗日となり、更に進んでは侮日となるに至つたのである。

惟ふに支那の排日は、單に滿洲事變を契機として始めて擡頭したものではなく、共和國宣言以來、孫文の三民主義に遠くその源を發するのである。殊に支那の革命統一運動の第二期即ち大正八年から同十三年頃の間、世界的異變たる世界大戦とロシア革命との影響を蒙つて、三民主義は國民革命運



9451-8

186

抗日挑戰の盲目的な勇氣を養成して來た。その他、南京政府は本國全土に亘り軍備を擴張充實して軍事的統一を計り、英國の援助のもとに幣制を改革して財政統一を企てる等、益々積極的に抗日の準備を整へたのである。是隣邦の誼を忘却した態度であつて、實に天人共に許さざる陋劣沒義の行爲である。

かくて南京政府の策謀は進行するにつれて益々結果を現はし、支那本國は全く「排日・抗日」の一色に染汚せられるに至つた。一方この機に乗じて、支那に利権を有する歐米諸國の中には、この際日本の支那に於ける勢力を根柢より驅逐し、以て自國の權益を益々擴大強化せんとして、競うて南京政府に阿附し、物的或は心的に多大の援助を與へて、彼をして益々抗日の氣勢を熾ならしめた。又東亞の北邊に虎視眈々として東亞赤化の機を窺ふ「コミンテルン」は、秋正に到れりとなし、支那共產黨を使ひ、抗日人民戰線運動を益々推進せしめた。かくて支那全國は、裡に極めて複雑なる思想的・國際的の諸關係の錯綜を包容しつつも、外に向つては國力を所謂「抗日救國」の一點に集注し、その勢は熱狂的なものがあつた。かゝる支那の情勢と國策とは全く東亞の平和を危くし、延いては東洋全局を混亂に導き、光輝ある東洋の道義的精神を破るものであつて、萬象をしてその處を得しめ、その生命を永遠に育ていつくしむ我が「八紘一宇」の精神に戻るものである。茲に於て我は彼をしてその迷蒙を覺らしめ、且彼の先王聖賢の垂示した仁愛道義の本來に復歸せしめ、以て協和親睦、「アジャ」の更生に協力せしめる爲に、活人の劍を振つて、奮然彼を膺懲するのやむなきに至つた。是昭和十二年七月七

9451-8

188



日、北平郊外の蘆溝橋事件を導火線として或は北支或は南支に亘つて勃發した支那事變の真相である。勿論我が國は事件の最初より不擴大方針のもとに、飽迄も現地解決を望み、隱忍に隱忍を重ねたのであるが、支那政府は之に對して不信と暴慢とを以て酬ひ、益々挑戰の態度に出たのである。事ここに至つては、我が國は止むを得ず、北支・中支・南支に忠勇無雙なる皇軍を送り、抗日勢力を徹底的に絶滅し、以て支那を更生せしめ、東亞百年の平和を確立する爲に、萬遺憾なきを期しつつ今日に及んで居るのである。

惟ふに支那と我が國とは同じく東洋の圈内に國家を營み、古來より所謂同種同文の國として、歴史的にも文化的にも、或は又經濟的にも緊密なる關係を結び、近世に及んだのである。殊に支那は永きに亘つて儒教・佛教の思想文化を我が國に傳へ、爾來この思想・文化は我が國に於て益々醇化され、始めてその本然の光を顯現するを得たのである。さすれば支那と我が國とは、滿洲國と共に實に一徳一心の歴史的或は文化的の使命を有するものであることは、何等疑ふべからざるところである。然るに蔣介石の南京政府は、この天賦の使命を覺らず、自國の性命を顧みず、我が帝國の眞意を解せず、徒らに歐米諸國に依存し、或は又怖るべき赤化勢力と抱合し、所謂「以夷征夷」の策を弄して、今日の事態を惹起せるは、東洋平和の爲、且は支那民族自身の爲、甚だ遺憾とせざるを得ないのである。畏れ多くも、去る九月四日、第七十二回帝國議會の開院式に際して賜はつた優渥なる勅語の中に、帝國ト中華民國トノ提攜協力ニ依リ東亞ノ安定ヲ確保シ以テ共榮ノ實ヲ舉クルハ是レ朕カ夙夜軫念

9451-8

189



措カサル所ナリ中華民國深ク帝國ノ真意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘ遂ニ今次ノ事變ヲ見ルニ至ル朕之ヲ憾トス今ヤ朕カ軍人ハ百艱ヲ排シテ其ノ忠勇ヲ致シツツアリ是レニ中華民國ノ反省ヲ促シ速ニ東亞ノ平和ヲ確立セムトスルニ外ナラス

と仰せられた。大御心の宏大無邊、深く支那をいつくしみ、東亞の安定を御軫念遊ばされる程も拜察せられて、眞に恐懼感激に堪へない次第である。我々國民はよくこの聖旨を奉體し、我が國固有の武の精神を發揚して、抗日支那の禍根を徹底的に斷絶せねばならぬ。

〔四〕皇國の使命と我等の覺悟

この非常時局に對する皇國の使命は、天地開闢の生成發展の產靈をそのまゝ國家の心とせる「天壤無窮」の道、即ち一切萬物を「いつくしみ育て」且永遠に之を「知らし」て一物一片と雖も棄つることなく、その處を得、その志を遂げしめる「八紘一宇」の大精神に基くのである。この大精神、今日、この秋、三世を貫いてその正氣を發するところ、方に今般漢發された勅語の御精神であつて、東亞の安定東亞の共榮、更に大にしては世界平和・人類共榮を目的とするのである。併しながら我が國の翹望する世界平和・人類共榮は何處までもその根柢に「八紘一宇」の皇道の本義を深く堅く具有するものであつて、彼の歐米流の個人主義・唯物主義等に基く便宜的・利己的或は抽象的・機械的な平和平等の思想とは、全く本質を異にするものである。況や「ソ」聯邦の共產主義に立脚した革命主義に於てをや。

9451-8

190



0585

茲に於て我が國は、この「八紘一宇」の傳統に立脚する眞實なる世界平和・人類共榮を實現する爲、當面の抗日支那を徹底的に膺懲して、非道義的唯物思想と「コミンテルン」の赤化工作との傀儡になつて國民生活を犠牲にし、東洋平和を攪亂する國民黨政府及びその軍隊の非行と謬見とを蔽ひ清めなければならぬ。先般我が國が、獨逸と日獨防共協定を締結したのはこれが爲である。而してこの思想的罪料を打破掃蕩して、支那をして光輝ある東洋の精神に歸らしめ、東洋的地盤より生成する眞の歴史・文化を創成せしむることこそ、實に皇國の世界文化史的使命にして且は「八紘一宇」の現代的使命である。

かく我等の使命を觀じ來る時、日本國民としての決意と覺悟とは明々白々である。我々はこの非常の秋に當つて、「八紘一宇」の御旗のもとに、老若男女を問はず、身分職業を問はず、國民一人たりとも洩すことなく動員して、國民精神の磐石不動なる統一を計るべきである。而もこの國民精神總動員の運動は、官命によつて強制實行せられるといふ受動的な心構からではなく、國民各自が崇高なる國體に對する自らなる渴仰隨順の至誠を、天皇に捧げ奉るといふ止むにやまれぬ大和魂の深奥から發露した運動でなければならぬ。かくてこの運動は、内に於ては我が國體と歴史とに貫通した恒久的な國民教化運動となり、國民の教育・思想・文化・政治・經濟等のあらゆる分野の健全な發展を促すと共に、外に發しては各國家・各民族の發展を妨げるあらゆる障礙を清掃する世界淨化運動となり、眞實なる國際正義を顯現することが出来るのである。殊にかかる非常時に際しては、この運動は極めて重大な

9451-8

191



I-0715

る意味を有するもので、銃後に於ける國民精神の統一の如何は直ちに我が皇軍の士氣に反映するのである。

これは我が國史の先蹤に照しても明白な事實である。古くは神功皇后の新羅御征伐を視よ。當時の我が國は、經濟的・軍事的には新羅に比して必ずしも勝れては居なかつた。それにも拘らず、古事記に「軍を整へ、御船を變めて、度々幸てます時に、海原の魚ども大きな小さき、悉に御船を負ひて渡りき。こゝに順風盛りに吹きて、御船浪のまにまにゆきつ。故その御船の波、新羅の國に押し勝りて、既に國半まで到りき。こゝにその國王畏ち惶み云々」とある如く、刃に震らずして易々と新羅を畏服せしめたのであつた。是もとより皇神の加護に基くといへ、士氣旺盛なる皇軍の背後に、我が國民が皇神を中心とする祭事によつて、如何に確乎たる精神的統一を有して居たかを物語るものである。更に下つて元寇の戦役を顧みよ。當時の元は我に百倍する程の強大な兵力を擁して、最北部と最南部を除くアジヤの全部並びに東歐を己の版圖とし、この餘勢に乘じて世祖忽必烈は我が國を覬覦せんとしたのである。かくて我が國は文永弘安の兩役に互つて彼と激戦を交へたが、或は烈々たる鎌倉武士の精神を發揮して敵兵を斬滅し、或は神風の威を以て敵艦を覆没せしめて、終に再び神國を窺ふことなからしめた。この大捷は、我が神國の御稜威と鎌倉武士の力によることは勿論である。雖も、その背後には、戦時前後實に數十年の長きに亘つて、上は龜山上皇・後宇多天皇を始め奉り、下は邊土の名もない國民に至るまで、眞に舉國一致、堅忍持久して、この金匱無缺なる國體を擁護し奉ら



9451-8

192

んとした熾烈なる愛國心によるものであることを忘れてはならぬ。元寇の起るや、かの正傳寺の僧慧安(宏覺禪師)は石清水八幡に參籠して、蒙古降伏を祈つて、「日本六十餘州一切の天神地祇は到る所に垂迹し、威を振ひ、徳を顯はし外國の怨賊を斬り伏せ云々」の願文を獻上し、凛々たる愛國の心を吐露した如き、或は又文永の役の翌年に執權北條時宗が敵を逆襲して、彼の地に渡らうと企てた時、肥後の住人井芹秀重入道西向が老衰の身を以て、一族郎黨を鼓舞して從軍を願ひ出でしめた如きは、當時の國民精神が神國意識のもとに、如何に鞏固なる統一を保持して居たかを示すものである。更に下つては日清・日露の兩戦役を思へ。この兩戦役に、全世界をして驚歎せしめる程の大捷を屢々得た忠烈なる皇軍の銃後に、如何に我が國民が悲壯なる決意を以て上下心を一にして、之を支持したかは未だ我々の記憶に新なところである。

惟うて茲に至る時、國家非常の時に於ては、銃後の護り、國民の眞の協力一致が、皇軍の士氣の原動力であり、戦勝の根源であることは明白なる事實である。されば銃後の全國民は、現在支那各地の戦線に立つ皇軍將兵諸士の心を心として、舉國一致、國家活動の各分野の護りを固めねばならぬ。若しこの銃後の國民精神にして、弛廢退嬰を來さんか、獨り皇國の勝敗のみならず、國家の前途たるや洵に憂ふべきものがある。我々はこの銃後の護りが即ち第一線であるとの重大性をよく自覺し、夫々の持場に於て全力を竭して、國力の根幹を深く培はなくてはならぬ。而もこの銃後の護りは、目前の戦争によつて激發せられた一時的の興奮からではなく、國體の奥底に自己存在の根柢を見出し、國史



9451-8

193

の精神に我を没入せしめた、真に永遠を求め、不朽を希ふ純平たる大和魂より發露したるものたるべきである。かくて時局に處する國民精神は萬古不動の地盤に根を下すことを得、戰時如何に長期に亘ることも寸毫も弛まず、時艱如何に困難を加へるとも微塵も動ぜず、よく和協心を一にし、時艱を克服して義勇奉公の誠を致すことを得るのである。國民がこの銃後の護りの眞義を解し、その精神統一を持續して渝ることなければ、我が「八紘一宇」の御稜威は赫々と輝き昇り、皇軍の必勝は天日と共に昭々たるものがあらう。これに反して、萬が一に事變の中途にして銃後の護り、殊に思想戦線に於て弛緩を將來するが如きことあれば、國家全體の活力は鈍り、延いては皇軍の戦線にも影響を及ぼすことになる。是實に怖るべきことであつて、我々は深くこの點に注意せねばならぬ。彼の世界大戦に際して、獨逸は武力的戦線に於ては聯合軍に比して遙かに優勢であつたにも拘らず、終局には聯合軍に降らざるを得なかつたのは何に由來するか。實に獨逸國家の銃後に於ける思想戦線に弛緩を來し脆くも一敗地に塗れた爲である。翻つて思ふに、現下の支那事變は單に武力と武力との交戦に止まらず、實に現實の排日支那を背後に操縦しつつある人民戦線乃至は共產主義思想及び帝國主義的思想と我が「八紘一宇」を生命とする國民思想との交戦である。この意味に於て、この日支の戦闘は世界思想史上に重大なる一齣を標置するものであつて、皇國の世界的使命の懸り存するところである。

(五) 社會風潮の一新

古より我が國は「神ながら言舉げせぬ國」である。これは只管神命のままに隨順し、之を奉體して、生活の上に實踐・實現するといふ意味で、特に不言實行を重んずる國民性を反映したものである。我々は皇國の使命を自覺し、我等の覺悟を明確にしたが、これは宏謨翼贊の道として、我々の日常の業務と生活との上に、直ちに具現せられねばならぬ。去る九月九日の内閣告諭號外の中に、

凡ソ難局ヲ打開シ國運ノ隆昌ヲ圖ルノ道ハ我ガ尊嚴ナル國體ニ基キ盡忠報國ノ精神ヲ益々振起シテ之ヲ國民日常ノ業務生活ノ間ニ實踐スルニ在リ今般國民精神ノ總動員ヲ實施スル所以モ亦此ニ存スとあるのは、正に之を告示したものである。如何に崇高なる理想でも唯徒に之を叫ぶのみで、眞摯なる實踐躬行を伴はない時は單なる夢想に過ぎない。眞實なる理想は、必ず眞摯なる實踐の裡にのみ生さるのである。我が「八紘一宇」の精神も國民一人一人の日常生活の上に實踐せられて、始めて眞の光と力とを發揮することが出来るのである。

然らばこの崇高なる精神は、この時局に當面して、我々の日常生活の上に如何に具現さるべきであるか。その實踐目標は多々あるが、重なるものは、社會風潮の一新、銃後の後援の強化持續、非常時經濟政策への協力、資源の愛護等である。これらの目標は、「八紘一宇」の精神が我々臣民の皇運扶翼の道として、この非常の秋に自己を顯現したものであつて、我々は夫々の分と業とに應じ、全身全霊の力を以て、これに向つて突進せねばならぬ。而してこれらの目標は、相互に關聯しながら、全體としては國民精神の振興に密接なる關係を有するのであるが、特に社會風潮は國民精神と緊密不可分



9451-8

195



9451-8

194

の關係を有するものである。兩者は相互に表裏・因果の關係を保つのであつて、社會風潮の一新なくしては、健全なる國民精神の發達は到底望まれず、又國民精神の振起なくしては、健全なる社會風潮を馴致することは出来ない。我々は非常時局に於ける國民教育上より見て、特に社會風潮の一新に留意する必要がある。

而して之を日常生活の上に實踐するには、先づ第一に、堅忍持久の精神の涵養に心掛けねばならぬ。即ち今後相次いで起るべき幾多の難局を斷乎として克服し、打開する不動の精神を鍛鍊し、戦局が如何に擴大し、戦時が如何に延長するとも、皇神の加護ある皇軍の大捷は必定であるとの牢固なる信念を堅持し、又流言蜚語に迷ふことなく、國家の機密を守り、防空訓練を怠らず、常に對敵心構への訓練をなすこと等に心掛けることである。第二に、困苦缺乏に耐ふる心身の鍛鍊に心掛けねばならぬ。即ち時局が如何に困難を加うとも、千辛萬苦によく耐へて、之を打開するに足りるだけの剛健なる心身を日常に鍛鍊し、或は又奢侈を戒め冗費を除き、勤儉力行の風を弘めて、國家經濟力の基を深く培ひ、更に國民精神を消磨荒廢せしめる享樂を斷つて、質實なる國民生活を営むやうに心掛けることである。我が國は古來幾度か難局に遭遇したが、その都度、御稜威の下に一致協力し、如何なる困苦缺乏にも耐へて難難を突破し來つたことは國史の示すところである。この意味に於て今度の難局は、實に我々がよく祖先の光輝ある精神を繼承して、この實を發揮し得るか否かの試金石である。第三に、國民各自がその職分を忠實に恪循するやうに心掛けねばならぬ。かゝる非常時の際には、とも

9451-8

196



すれば所謂戰時的興奮に驅られて、自己の職分を忽せにし易いものであるから、國民各自はあわてず騒がず、終始沈着を守り、その職分を全うし、常時よりも一層精根をこめて働かねばならぬ。畏くも明治天皇の御製に、

國をまもふみちにふたつはなかりけり

軍の場にたつもたゝぬも

と御詠遊ばされてあるのは、この道理を諭し給はれたものと拜察せられる。第四に、國家活動の各分野の指導者階層に屬する人々が、時局に處する正しき道を、躬を以て一般國民に示す熱意をもつやうに心掛けねばならぬ。例へば、職を官公衛に奉ずる人々、經濟金融を擔當する人々、學術の研究、國民の教育に任ずる人々、或は文藝・藝術に携る人々が、よく我が皇國の使命を體認し、時局に對する正しき認識をもち、自から率先して國民一般に範を示し、之と共に眞に一心一體となつて皇運扶翼の實を擧げることである。

最後に、以上の全一的なるものとして、小我を超えて大我に生きるの精神を體現するやうに心掛けねばならぬ。換言すれば、我の由つて來る歴史傳統の大生命即ち「八紘一宇」の純乎として純なる日本精神に歸一し、滅私奉公の精神に生きることである。かゝる非常の秋に當つて國民が區々たる我利・我見に膠着沈溺して難局に直面するとすれば、時局に對して正當なる判斷を下すを得ず、大義名分を誤り、延いては國論を不統一に導き、果斷なる國策の遂行を妨げ、遂に收拾すべからざる事態に陥る

9451-8

197



俱がある。須らく我利・我見を掃清し、和協心を一にして天下の大道に就くべきである。幕末の志士横井小楠が「方今の天下危機に迫れり。……其の本に反りて私心を去り、天下と共に事を爲すの心にならば忽に治まるべし。」と幕末非常時局に際して世人を警戒した言葉は、今日の我々をも亦訓戒する思があるではないか。

斯くの如くして、我々は「八紘一宇」の日本精神を宏謨翼賛の道として、日常生活の上に具現して社會風潮の一新を計ると共に、この後益々恤兵・國防獻金・出征者の家族扶助等に十全の努力を拂ひ、進んで非常時經濟政策への協力をなし、更には資源の愛護に努め、眞に物心一如の國力の増進に勇往邁進せねばならぬ。

かくすることは、獨り我が國をして時艱を突破して、生成發展せしめるのみでなく、この充實された國威と國力とを全世界に偏く滲透せしめ、之に生命を與へて、以て共存共榮せしめることにもなるのである。茲に於て、「八紘一宇」は皇運扶翼の道であると共に、世界平和を實現する道である。故に我々國民は皇運扶翼といふ熱烈なる「忠」の精神に生きることに於てのみ、眞の世界平和を達成することが出来るのである。社會風潮の一新といふことも、「八紘一宇」の精神を國民の宏謨翼賛、盡忠報國の臣節として實踐化したものであつて、この實踐を通じて、我々は今日この時、直ちに國體の眞髓と宇宙の生命とに參することが出来るのである。

9451-8

198

「六」むすび

以上に於て、我々は先づ民族・國家の興亡と世界の流轉の相を眺め、これより必然せる世界的不安なるものの根柢に思を潜め、更に之を救ひ導く光として、生成不易の國日本、八紘一宇の國日本の精神を究明し、且之を昂揚するところがあつた。次にこの精神に立脚して、我が國が直面せる非常時局の由來と支那事變の意義とを考察し、更にこの時艱に對する皇國の使命と銃後に處する我等の覺悟とに就いて自省自戒するに及び至つたのである。

かくて言々説き來るところは多しと雖も、之を約すれば次の一句に窮まる。

「八紘一宇」の御旗の下に蹶起せよ。

この一片の丹心、烈々として全國民一人一人の胸に燃えさかる時、國民精神總動員は天地をも搖がす眞の迫力を持ち、この時艱を克服することが出来るのである。大君のしこみ楯として砲煙彈雨の戦場に身を曝す皇軍諸士はもとより、銃後に於ける思想・文化・教育・金融・生産・内治・外交等の武力以外の國防の第一線に立つ全國民が、一人も洩れなく、この「八紘一宇」の御旗の下に、眞に打つて一丸となり、萬死猶甘しとして進むところ、遂に敵なく、一草一木の微に至るまで皇化に靡きまつるひ、かくて新なる世界の曙光は極東日本より登り出するであらう。

起て！ 國力總動員のために！

籲へせ！ 八紘一宇の御旗！

9451-8

199

輯四第料資員勤總神精民國

昭和十二年十一月六日印刷
昭和十二年十一月十日發行

文 内 内

部 務

省 省 關

印刷所 杉田屋印刷所
東京市麹町區麹町五丁目
印刷人 杉田彌太郎

本書の大きさは國定規格A5判



9451-8

200

I-0715

0570

I-0715

0571